

## 52301－52700 第13 給付日数の延長

### 52301－52400 1 概要

基本手当の所定給付日数は、算定基礎期間、年齢、その者が就職困難な者であるかどうか及び離職理由により特定受給資格者に該当するか否かを考慮して決定することとしているが、さらに、その時の雇用失業情勢、地域の特殊状況等により、所定給付日数分の基本手当では十分な保護に欠ける場合が生ずることがある。

このため給付日数の延長制度として、公共職業訓練等を受講する場合の給付延長（訓練延長給付）、広域職業紹介適格者の認定を受けた者に対する給付延長（広域延長給付）及び全国的に失業の状況が著しく悪化した場合における給付延長（全国延長給付）が設けられている（法第24条、第25条及び第27条）。

また、雇用失業情勢が悪化する中、暫定的に再就職が困難な者に対する給付延長（個別延長給付）が設けられている（法附則第5条）。

### 52351－52400 2 訓練延長給付

#### 52351 (1) 概要

訓練延長給付は、安定所長の指示により公共職業訓練等（52702 参照）を受ける受給資格者に対して、所定給付日数分の基本手当の支給終了後もなお公共職業訓練等を受講するために待期している期間、受講している期間及び受講終了後の一定期間基本手当を支給し、もって受給資格者の公共職業訓練等の受講を容易にし、その習得した技能によって再就職の促進を図ろうとするものである（法第24条）。

#### 52352 (2) 延長給付の適用を受ける者

訓練延長給付の適用を受け、所定給付日数を超えて基本手当の支給を受けることができる者は、次のすべてに該当する者である。

- イ 公共職業訓練等の受講を指示した日において受給資格者であること（受給資格者の意義については、50101 参照）。
- ロ 安定所長の指示により公共職業訓練等を受ける者であること。
- ハ 公共職業訓練等の期間が2年（令第4条）以内のものを受ける者であること。

なお、訓練等の期間中に病気その他の理由により所定の訓練等を受けることができず、所定の訓練等の計画に基づく基準時間数に不足を生じたために所定の訓練等の終了の日に訓練等を修了することができない場合において、当該訓練等の終了の日を超えて行われる補習を受ける者に対しては52354の延長給付は行わない。

#### 52353 (3) 公共職業訓練等を受けるために待期している者に対する延長給付

- イ 公共職業訓練等を受けるために待期している者に対しては、当該待期している期間のうちの当該公共職業訓練等を受け始める日の前日までの引き続く90日間の期間内の失業している日について、当該受給資格者に対してその所定給付日数を超えて基本手当（以下「待期手当」という。）を支給する（法第24条第1項、令第4条第2項）。
- ロ 公共職業訓練等を受けるため待期することとなる者については、所定給付日数分の基本手当の支給終了日前の最後の認定日に、支給終了後も引き続き基本手当を受

けることができる旨及び認定日を知らせる。

なお、当該最後の認定日の翌日以後に受講指示を行う場合は、当該受講指示を行う日に上述の通知を行うことで差し支えない。

- ハ 公共職業訓練等を受けるため待期している者がたとえば就職する等何らかの事情により当該公共職業訓練等を受講しないこととなり当該受講指示が取り消された場合であっても、当該取消のあった日前に係る待期手当については返還の必要はない（ただし、当該待期手当の受給が不正受給に該当する場合を除く。）。

また、待期手当の支給開始後、訓練校の都合等により公共職業訓練等を受け始める日（以下「受講開始日」という。）が変更されたことに伴い受講開始の変更指示がなされた場合は、当該変更後の受講開始日を基準としてその日前 90 日間の支給となるものであり、必要があれば誤払いによる返還又は追給等を行う。

#### **52354 (4) 公共職業訓練等を受講している者に対する延長給付**

- イ 公共職業訓練等を受講している場合には、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給する（法第 24 条第 1 項）。

- ロ 安定所長の指示に基づき公共職業訓練等を受けている者又はこれらの公共職業訓練等を終了した者に対して、必要により当該訓練等の措置以外の公共職業訓練等への変更指示（「追加指示」を含む。以下同じ。）を行った場合の給付延長については、次の区分により取り扱う。

- (イ) 変更指示に係る訓練等と変更前の訓練等との間に同一性が認められる場合（次の a 又は b に該当する場合）は、当該変更指示に係る訓練等を受け終わるまでの間について所定給付日数を超えて、その者に基本手当を支給することができる。

また、変更指示により、前後の訓練等の間に生ずる訓練等を受けない日については、やむを得ない理由がある場合に該当するものとして失業の認定をする。

この場合、その者を変更指示に係る訓練等を受け始める日の前日に安定所に店頭させ、その日分を含めて一括して失業の認定をする。

- a 変更前の訓練等の残余の部分に相当するものの受講を指示した場合

したがって、変更の前後の訓練等の種類又は職種が異なる場合、変更前の訓練等を受け始める日から変更後の訓練等を受け終わる日までの期間が当該変更前の訓練等の所定の期間とおおむね一致することがない場合及び訓練等の措置を追加指示する場合（b の場合を除く。）は、これに該当しない。

- b 公共職業訓練施設の行う 1 年以内の職業訓練を受講中に、当該訓練終了後引き続き当該訓練において受講した職種に類似した職種に係る職場適応訓練（6 か月以内のものに限る。）の受講を指示した場合

- (ロ) 変更指示に係る訓練等と変更前の訓練等との間に同一性が認められない場合は、現実に当該変更指示に係る訓練等を受け始める日にその者が受給資格者（所定給付日数分の基本手当の支給を受け終わっていない者に限る。）である場合に限り、当該訓練等を受ける期間について法第 24 条第 1 項の規定による基本手当の延長給付を行うことができる。

この場合、延長給付を行い得るのは変更指示に係る訓練等の期間が2年を超えないものである場合に限ることはもちろんである。

ハ 失業の認定は次により行う。

(イ) 延長給付に基づき支給する基本手当に係る失業の認定は、公共職業訓練等受講証明書を所定の認定日の都度提出させて行う（51401ハ、52701以下参照）。

(ロ) 訓練生の15日以上病気欠席、社会通念上正当と認められない理由による欠席の日についての失業の認定は、51401のハの(ニ)により行う。

また、訓練生が所定の訓練等の期間終了前に、中途退校（所）した場合は、その退校（所）の日以後の日については、失業の認定を行わない。

(ハ) 定員の関係上やむを得ず、夜間訓練等の受講を指示し、これにより入校（所）した受給資格者については、失業の認定回数は1月に1回であるが、公共職業訓練等を受けるために安定所に出頭することができない者と認められないので、証明認定はもちろん訓練等施設の職員による代理受領も認められない。

#### **52355 (5) 公共職業訓練等を受け終わった者に対する延長給付**

イ 公共職業訓練等を受け終わった者に対する訓練延長給付（以下「終了後手当」という。）の支給対象者は、52352のイ～ハに該当する者であって次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するものである。

なお、公共職業訓練等の受講を途中でとりやめた者（当初受講指示された公共職業訓練等について、その期間を短縮する旨の変更指示があり、その変更指示による公共職業訓練等を終了した者はこれに該当しない。）は、公共職業訓練等を受け終わった者に該当しないので、終了後手当の支給対象とはならない。

(イ) 当該公共職業訓練等を受け終わる日（以下「受講終了日」という。）における支給残日数（当該受講終了日の翌日から受給期間の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができる日数をいう。以下52355において同じ。）が30日に満たない者

(ロ) 安定所長が次の基準に照らして当該公共職業訓練等を受け終わってもなお就職が困難な者であると認めた者

「受講終了日における支給残日数分の基本手当の支給を受け終わる日（受講終了日において、支給残日数がない者にあつては、受講終了日）までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められる者（当該受給資格に係る離職後最初に安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、安定所の紹介する職業に就くこと、安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従って安定所長が行う再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだことのある者を除く。）に該当すること」

なお、この要件に該当するものか否かはそれまでの職業指導の状況、求職活動の状況等を踏まえ慎重に判断することとなる。

ただし、次のa,bに掲げる場合は、この要件に該当していないものとして取り扱う。

a 求職の申込みをした日以後、所定の認定日（認定日の変更により変更された認定日を含む。）又は出頭日に出頭しない場合（51401～51450 の証明認定の場合及び次回認定日に通常どおり失業の認定を受け得ることとされた場合すなわち 51254 ハ(リ)のただし書きに該当する場合を除く。）

b 職場適応訓練の受講終了者が、自己の責めに帰すべき重大な理由によって、又は正当な理由がなく自己の都合によって当該職場適応訓練を行った事業主に雇用されなかった場合

なお、自己の責めに帰すべき重大な理由によって、又は正当な理由がなく自己の都合によって雇用されなかった場合に該当するか否かの認定は、当該職場適応訓練における事業主と受講者との関係を雇用関係と、受講終了を離職とみなして、法第 33 条第 2 項の厚生労働大臣の定める基準（52202 及び 52203 参照）を準用する。

ロ 終了後手当の支給限度日数は 30 日から支給残日数を差し引いた日数が限度である。

ハ 受給資格者が終了後手当の支給要件に該当するかどうかの確認は、次により行う。

(イ) 要件の確認

受給資格者が終了後手当の要件に該当するかどうかについては(ロ)の審査会議の際に確認した上、受講終了日において支給残日数がある場合には当該支給残日数分の基本手当の支給終了日、支給残日数がない場合には受講終了日に当該受給資格者を呼出し、終了後手当の支給要件に関し事情の変更の有無を確認する。

なお、受講終了日に修了式がある等により当該受給資格者を出頭させることが困難なときも、本人の出頭を待たずできる限り要件の確認を行い、終了後手当の支給対象とするか否かの決定を行っておく。

この場合は受講終了日の翌日に当該受給資格者を呼出し、事情の変更の有無を再確認する。

なお、短時間労働者に該当する被保険者となるような求職条件のみを希望する受給資格者については、「特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められる者」に該当するかどうかを十分慎重に判断する。

(ロ) 審査会議

終了後手当の対象者の決定は各安定所に設けられた審査会議において行うこととするが、必要に応じ、担当職員間での決裁の方式によることとして差し支えない。

審査会議は次により運営し、終了後手当の支給を行うことを判定した場合には、安定所長の決裁を受けることとする。

a 審査会議は紹介担当部門の統括職業指導官、上席職業指導官及び職業指導官等をもって構成し、認定担当課長及び認定担当係が必要に応じこれに参加する。

b 審査会議は概ね 2 週間に 1 回、当該安定所の業務量を勘案して適宜の日に開催する。

c 審査会議においては、当該会議の開催日の概ね 1 か月後に基本手当の支給終了日又は受給期間満了日が到来する受給資格者を選定の対象とする。

ニ 終了後手当の支給を行うことを確認した場合には、当該受給資格者に対し、終了後手当の支給を行う旨を受給資格者証に所要の記載を行うことにより通知する。

#### **52356 (6) 延長給付に係る基本手当の支給**

イ 受給資格者に対して公共職業訓練等の受講を指示した場合は、延長給付の可否を事前に把握する。

ロ 公共職業訓練等を受講している者に対する延長給付に係る基本手当の支給方法は、所定給付日数分の基本手当又は待期手当の支給終了後、これを行い、52354 ハにより失業の認定が行われた日について、通常の基本手当の支給の場合と同様に行う（51401 ハ参照）。

ハ 受給資格者が延長給付に係る基本手当の支給を受ける場合には、その者の受給期間は、次のとおりである。2 以上の延長給付が行われる場合については、52501～52550 参照。

(イ) 終了後手当の支給を受けない者については、公共職業訓練等を受け終わるべき日まで延長される（法第 24 条第 3 項）。

(ロ) 終了後手当の支給を受ける者については、当初の受給期間に、30 日から支給残日数を差し引いた日数を加えた期間（受講終了日についての当初の受給期間を超えて訓練延長給付を受けている者については、受講終了日から起算して 30 日を経過した日までの間）となる（法第 24 条第 4 項、令第 5 条第 1 項）。

ニ 訓練延長給付を行う場合は安定所長の決裁を要する。

#### **52357 (7) 支給台帳の処理**

支給台帳の処理については、センター要領参照。

#### **52358 (8) 受給資格者証の処理**

所要のデータをシステムに入力することにより、受給資格者証の「（処理状況）」欄に必要事項を記載の上第 1 面余白に、待期手当を受給するときは「待」の表示、訓練受講中の訓練延長給付を行うときは、「訓」の表示及び終了後手当を支給するときは「終」の表示をそれぞれ行う。

なお、終了後手当を支給する場合には、受給資格者証の第 1 面の「受給期間満了年月日」欄には 30 日から基本手当の支給残日数を差し引いた日数を加算した新たな受給期間満了年月日を朱書する。

## 52401－52450 3 広域延長給付

### 52401 (1) 概要

厚生労働大臣が失業者が多数発生した地域について法第 25 条第 1 項の規定により広域職業紹介活動を行わせた場合において必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り当該地域に係る広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当と認められる受給資格者について、所定給付日数を超えて基本手当を支給する措置（以下「広域延長措置」という。）を決定することができる（法第 25 条）。

この場合は、当初の受給期間に広域延長措置に係る延長給付日数を加えた期間が、その者の受給期間となる（法第 25 条第 4 項）。

職業安定法においては、同法第 17 条第 1 項の規定により、職業紹介に当たっては、求職者の居住地から通勤可能な範囲内において職業の紹介を行うことを原則としているが、法第 25 条第 1 項に規定する広域職業紹介活動は、地域に多数の失業者が集中的に発生滞留し、当該地域ではこれらの失業者を就職させることが困難となる場合には、職業安定法第 17 条第 1 項の規定の原則にかかわらず、職業安定行政機関が中心となって、これらの失業者多発地域の求職者について、広範囲な地域にわたって計画的に強力な職業紹介活動を行うという趣旨のものである。

雇用保険においては、特にこのような職業紹介活動を円滑に、また、効果的に行わしめるため、厚生労働大臣が必要と認める場合には、広域職業紹介活動により職業紹介を受ける適格者としての認定を受けて受給資格者に対して給付日数の延長を行うこととしているのである。

また、広域延長措置に基づく基本手当の支給（以下「広域延長給付」という。）を受けることができる者が、厚生労働大臣が指定する地域（以下「指定地域」という。）に住所又は居所を変更した場合には、引き続き広域延長給付を受けすることができる（法第 25 条第 2 項）。

なお、船員職業安定法においては、当該広域職業紹介活動の規定がないため、船員の求人を希望する者に対しては、当該延長の対象とはならない。

### 52402 (2) 炭鉱離職者臨時措置法との関係

広域職業紹介活動命令については、雇用保険法附則第 6 条の規定により、旧炭鉱離職者臨時措置法第 3 条の規定によって厚生労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として、職業紹介活動を行うことを行わせた場合には、法第 25 条の規定の適用については、厚生労働大臣が、法第 25 条第 1 項に規定する広域求職活動を行わせたものとみなされる。

この場合における法第 25 条に規定する広域延長給付を受け得る者は、炭鉱離職者に限られることはもちろんである。

### 52403 (3) 広域職業紹介活動に係る指示

広域職業紹介活動に係る指示は、前述のように、法第 25 条第 1 項及び旧炭鉱離職者臨時措置法第 3 条の規定に基づき、多数の求職者が居住している地域について、雇用状況から判断して、それらの求職者がその地域において職業に就くことが困難である

と厚生労働大臣が認める場合に行われる。

#### **52404 (4) 広域延長措置の実施**

広域延長措置は、広域職業紹介活動命令がなされた場合において厚生労働大臣が当該広域職業紹介活動の命令に係る地域について、次のイに掲げる率がロに掲げる率の100分の200以上となるに至り、かつその状態が継続すると認められる場合に行うものである（令第6条第1項）。

イ 毎月、その月前4月間に、当該地域において離職し、当該地域を管轄する安定所に出頭して求職の申込みをした初回受給者の合計数を、当該期間内の各月の末日において当該地域に所在する事業所に雇用されている被保険者の合計数で除して計算した率

ロ 毎年度、当該年度の前年度以前5年間における全国の初回受給者の合計数を当該期間内の各月の末日における全国の被保険者の合計数で除して計算した率

なお、広域延長給付に基づく延長給付は、90日を限度として行われる（令第6条第3項）。

#### **52405 (5) 広域延長措置に係る延長給付の打切り**

広域延長措置は、指定される一定の期間を限って実施されるものであるから、その指定期間の末日が到来したときは、その日限り広域延長給付は打ち切られる。

また、広域延長給付を受ける場合に令第6条第3項で定める一定日数分（90日）の期間に限り受給期間が延長される。2以上の延長給付が行われる場合については、52501～52550参照。

したがって、広域延長給付については、次のような理由がある場合には、その支給終了前において給付が打ち切られる。

イ 支給終了前に広域職業紹介活動命令の実施期間が終了したこと。

ロ 支給終了前に当該措置の指定期間が到来したこと。

ハ 支給終了前にその者の上記により延長された受給期間が満了したこと。

#### **52406 (6) 広域職業紹介適格者の認定**

広域延長措置は、当該措置の対象地域に居住する者であって安定所が広域職業紹介活動により職業のあっせんを行うことが適当であると認定する受給資格者について行われるものであるが、安定所長は受給資格者が広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であるかないかを認定しようとするときは、厚生労働大臣が定める次の基準によることとされている（法第25条第3項）。

#### **52407 (7) 受給資格者が広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることを適当と認定する場合の基準**

イ 求職者であって、就職のため、他地域への移動の意思があり、かつ、移動することが環境上からも可能であるものであること。

「移動の意思」の認定に当たっては、求職の条件が、法令に違反し、また本人の技能経験からみて希望職種若しくは求職の条件が著しく不相当であるものについて、特に留意する。

また、「環境上からも可能であるもの」の認定は、一律の基準によることは困難であって、個々の者について具体的に判断しなくてはならないが、次の場合については、それを覆す十分な反対理由がない限り不可能な場合が多いと考えられるので、その取扱いについては特に慎重を期することを要する。

- (イ) 同伴すべき家族の者が事業を営んでいること。
  - (ロ) 自己又は同伴すべき家族の者が農業を営んでいること。
  - (ハ) 家屋又は土地を自ら管理しなければならない事情があること。
  - (ニ) 同伴すべき家族のうち、老衰者又は重病者がいること。
  - (ホ) 自己又は同伴すべき家族の者が学業にあり、転校が困難であること。
- ロ その者が有している技能、経験、健康その他の状況からみて、広域職業紹介活動による職業のあっせんが可能である者であること。

「健康その他の状況」については、おおむね次の事項について検討し、該当する事項がある場合には広域職業紹介のあっせんを受けることが不可能な場合が多いので注意することを要する。

- (イ) 老衰に近く、又は著しく身体障害若しくは精神障害を有するため、就職のために特別の援助又は作業させるに当たって介護を必要とするもの。
  - (ロ) 伝染性疾患、重度の内部疾患又は高血圧であるもの。
  - (ハ) 定まった住居を有しないもの。
- ハ 就職予定者及びその者が有している技能、経験等からみて当該地域内において短期間に就職し得ることが可能であると認められる者でないこと。

「当該地域内において、短期間に就職しうるものが可能である者」とは、その者の経験、技能程度から判断した適職に該当する職種の求人が、当該安定所に相当数申し込まれている場合をいう。

なお、短時間労働者に該当する被保険者となるような求職条件のみを希望する受給資格者については、この要件に該当するかどうかを十分慎重に判断すること。

#### **52408 (8) 広域延長措置に係る地域に移転してきた受給資格者の取扱い**

広域延長措置が決定された場合において、その決定がなされた日以後において他の地域から当該措置に係る地域に移転した受給資格者については、その移転したことに特別の理由があると認められる者を除いては、広域延長給付は行われぬ（法第 26 条）。

なお、ここでいう移転とは、指定地域外において既に離職している者が指定地域に移転する場合をいい、他地域から指定地域に移転して来た後当該指定地域において離職した者は、ここでいう他地域から移転して来た者とはならない。

また、安定所は、その者の移転について特別の理由があるかないかを認定しようとするときは、厚生労働大臣が定める基準によることとされているが、その内容は次のとおりである。



**52409 (9) 広域延長措置に係る地域に移転した受給資格者の当該移転について「特別の理由」があると認定する基準**

イ 家族が指定地域内に居住しており、家計の都合上その家族と同居することを余儀なくされるに至ったため、指定地域内に移転した場合

ここで家計の都合上というのは単に経済的な理由のみでなく、例えば、本人に兄弟がないために、父母を扶養しなければならない場合等のように家族と同居することが家庭の都合上必要とされる場合等も含まれるものである。

ロ 社宅に入居している者が離職に伴い住所の変更を余儀なくされ、他の地域に住宅を求めることができないため、指定地域内に移転した場合

ハ その他相当の理由がある場合

指定地域内に居住している本人の家族が病気等のためやむを得ず指定地域内に移転した場合あるいは本人の勤務先の事業所が閉鎖したこと等の事情で本人の親元である指定地域内に移転したような場合であって、本人の家庭事情あるいは個人的事情等からみて、その移転が客観的にやむを得ないものと認められる場合である。

**52410 (10) 対象者の決定**

イ 広域延長措置の実施が決定されたときは、その決定に係る地域を管轄する安定所は、受給資格者について、その者が当該地域に係る広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であるか否かの認定をした上、適当な者であることを認定した者に対しては、その旨を知らせるとともに、必要な事項を受給資格者証に記載する。

その決定があった日以後に受給資格（その決定があった日以後、前の受給資格に基づく基本手当の支給を受ける者を含む。）の決定をした者についても同様である。なお、広域職業紹介活動の適格認定は紹介担当部門が担当するものである。

また、広域延長措置の実施が決定された日以後に他の地域から当該地域に移転した者については、これらの者が本措置によって基本手当の支給を受けようとするときは、管轄安定所に出頭し、その移転について特別の理由がある旨を文書又は口頭で申し出なければならない（則第 40 条第 1 項）のでその旨周知させるとともに移転の理由について申出を受け、その理由について特別の理由があると認定したときは、上記と同様に処理する。

ロ 受給資格者について広域職業紹介活動によるあっせんを受けることが適当であるか否かの認定及び受給資格者の移転について特別の理由があるか否かの認定はそれぞれ前述のように厚生労働大臣が定める基準に基づいて行われなければならない。

ハ 52405 に掲げる要件に該当したため、広域延長給付が打ち切られたときは、その旨を対象者に通知するものとする。

ニ 広域延長給付を行う場合は安定所長の決裁を要する。

**52411 (11) 広域延長措置の適用を受けている者が就職し、広域延長措置の指定期間内に 離職して求職の申込みをした場合の取扱い**

広域延長措置の適用を受けている者がその所定給付日数を超えて延長給付を受けた後延長給付日数の全部を受け終わらないで就職し、広域延長措置の指定期間内に離職して再度その者の受給期間内に当該措置の適用地域内の安定所に求職の申込みをした場合で、その者がなお広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であると認定される場合には、延長給付日数の残日数を支給しても差し支えない。

しかし、このような場合には広域職業紹介の適格者は、広域紹介により当該措置の適用地域外の事業所に就職するのが通常であるから、その者の離職前の居住地は当該措置の適用地域外となるのが普通である。

したがって、その者が当該事業所を離職して再び当該措置に係る安定所へ求職の申込みをした場合、その者について再び広域職業紹介の適格認定をするに当たっては、法第 26 条第 1 項の規定の適用があるから注意しなければならない。

すなわち、その者は、当該措置の適用地域外の地域から当該措置の適用地域に移転した者に該当するものであるから、その移転について特別の理由がなければ延長給付日数の残日数は支給されない（52408、52409 参照）。

**52412 (12) 指定地域に移転後の広域延長給付に係る基本手当の支給**

イ 広域延長措置に基づき所定給付日数を超えて基本手当の支給を受けることができる者（以下「延長給付対象者」という。）が厚生労働大臣が指定する地域（指定地域）に住所又は居所を変更した場合には、引き続き当該措置に基づき所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる（法第 25 条第 2 項）。

ロ イの指定地域の指定は、次に定める者ごとに行われる。

(イ) 法第 25 条第 1 項に規定する広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であると認定された者

(ロ) 旧炭鉱離職者臨時措置法第 3 条の規定による職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であると認定された者

ハ 延長給付対象者の住所又は居所の変更に係る留意事項

(イ) 延長給付対象者が指定地域外の地域に住所又は居所を変更した場合には、延長給付の対象とならないことはもちろん、その後当該地域が指定地域となったときでも、また、その後指定地域に住所又は居所を変更したときでも延長給付の対象にはならない。

(ロ) 延長給付対象者が指定地域に住所又は居所を変更し、引き続き当該地域に居住する場合には、当該地域がその後指定地域から除かれたときでも、なお引き続き延長給付の対象となる。

(ハ) 指定地域に住所又は居所を変更した延長給付対象者（上記(ロ)に該当する者を含む。）が、その後更に他の指定地域に住所又は居所を変更した場合には引き続き延長給付の対象となるが、指定地域外の地域に住所又は居所を変更した場合には延長給付の対象とならない。

ニ 移転後の延長給付に係る基本手当の支給

延長できる日数の限度は移転前後を通じ 90 日である。

したがって、移転前に所定給付日数を超えて延長給付を受けていた者については、移転後は、90 日からその移転前に支給した日数分を差し引いた残りの日数分を限度として支給されることとなる。

また、厚生労働大臣の指定地域に移転後に支給される基本手当は、法第 25 条第 1 項の規定に基づいて支給される基本手当であるから、その者の移転前の地域において法第 25 条第 1 項の規定に基づいて基本手当が支給されなくなるような場合があれば、基本手当は支給されなくなる。すなわち、

(イ) 移転前の地域に係る広域職業紹介活動命令の実施期間が終了した場合

(ロ) 移転前の地域に係る広域延長給付の指定期限が到来した場合には、移転後においても前記基本手当の支給はできない。

なお、その者の 52405 による延長された受給期間が満了すれば、延長給付に係る基本手当の支給は行えなくなる。

ホ 移管の手続き

住所又は居所を移転した場合は、移管の手続きを行うことになるが、通常であれば、移転の日も含めて引き続き基本手当を支給できることになることは通常の移管の取扱いと変わらない。

移管の手続きを行う場合には、ニに述べたごとく移転前の地域に係る延長給付の広域延長措置が引き続き行われており、移転後も引き続き延長給付を行い得るか否かの確認に資するためにロの(イ)に該当するものであるか(ロ)に該当するものであるか(両方に該当する場合もある。)を移管後の安定所へ連絡する。

**52413 (13) 支給台帳の処理**

支給台帳の処理については、センター要領参照。

**52414 (14) 受給資格者証の処理**

所要のデータをセンターに入力することにより、受給資格者証の「(処理状況)」欄に必要事項を記載の上、第 1 面余白に「広」の表示を行い、「受給期間満了年月日」欄には 90 日を加算した新たな受給期間満了年月日を、「所定給付日数」欄余白には「90」と朱書する。

## 52451－52470 4 全国延長給付

### 52451 (1) 概要

厚生労働大臣は、失業の状況が全国的に著しく悪化し、政令で定める基準に該当するに至った場合において、受給資格者の就職状況からみて必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り、すべての受給資格者を対象として一定日数の給付日数を延長するための措置（以下「全国延長措置」という。）を決定することができる（法第27条第1項）。

また、厚生労働大臣は、全国延長措置を決定した後において必要があると認めるときは、上記により指定した期間を延長することができることとなっている（法第27条第2項）。

### 52452 (2) 全国延長措置の実施

全国延長措置は、連続する4月間（以下「基準期間」という。）の失業の状況が次に掲げる状態にあり、かつ、これらの状態が継続すると認められる場合に行われる（令第7条第1項）。

イ 基準期間内の各月における基本手当の支給を受けた受給資格者の数を、当該受給資格者の数に当該各月の末日における被保険者の数を加えた数で除して得た率が、それぞれ100分の4を超えること。

ロ 基準期間内の各月における初回受給者の数を、当該各月の末日における被保険者の数で除して得た率が、基準期間において低下する傾向にないこと。

なお、全国延長給付に基づく延長給付は、90日を限度として行われる（令第7条第2項）。

### 52453 (3) 全国延長措置に係る延長給付の打ち切り

全国延長は、一定の期間を限って実施されるものであるから、その指定期間の末日が到来したときは、その日限りで、全国延長措置に基づき延長された給付は打ち切られる。

また、全国延長措置に基づく給付日数の延長は、令第6条第2項で定める一定日数分（90日）の期間に限り受給期間が延長される。2以上の延長給付が行われる場合については、52501～52550参照。

したがって、全国延長措置に基づき延長される給付については、次のような理由がある場合には、その支給終了前において給付が打ち切られる。

イ 支給終了前に全国延長措置の指定期間が到来したこと。

ロ 支給終了前にその者の上記により延長された受給期間が満了したこと。

**52454 (4) 全国延長措置の適用を受けている者が就職し、全国延長措置の指定期間内に離職して求職の申込みをした場合の取扱い**

全国延長給付の適用を受けている者がその者の所定給付日数を超えて全国延長給付を受けた後、全国延長給付日数の全部を受け終わらないで就職し、その後に離職して再度その者の受給期間内に求職の申込みをした場合は、その者がなお政令で定める基準に該当するときは、全国延長給付日数の残日数を支給しても差し支えない。

**52455 (5) 支給台帳の処理**

支給台帳の処理については、センター要領参照。

**52456 (6) 受給資格者証の処理**

所要のデータをセンターに入力することにより、受給資格者証の「(処理状況)」欄に必要事項を記載の上、第1面余白に全の表示を行い、「受給期間満了年月日」欄には90日を加算した新たな受給期間満了年月日を、「所定給付日数」欄余白には90と朱書する。

## 52471-52500 5 個別延長給付

### 52471(1) 個別延長給付の適用を受ける者

個別延長給付の適用を受ける者は、「就職困難な者」（50304 参照）以外の「特定受給資格者」又は「特定理由離職者（「正当な理由のある自己都合退職」に該当する者（52203、50305-2 ロ参照）を除く。）」であって、かつ、次のイ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。

イ 特に誠実かつ熱心に求職活動を行っているにもかかわらず、所定給付日数分の基本手当の支給終了日（又は受給期間満了日）までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められる者であって、受給資格に係る離職の日（以下「基準日」という。）において45歳未満である受給資格者であること（下記ロの指定地域以外の地域）。（法附則第5条第1項第1号のイ）

(イ) 年齢要件として、下記ロに掲げる指定地域以外の地域においては、基準日において45歳未満である受給資格者（以下「45歳未満受給資格者」という。）が個別延長給付の対象となるものであること。

ロ 特に誠実かつ熱心に求職活動を行っているにもかかわらず、所定給付日数分の基本手当の支給終了日（又は受給期間満了日）までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められる者であって、雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域（以下「指定地域」という。）内に居住する受給資格者であること。（法附則第5条第1項第1号のロ）

(イ) これについては、受給資格者の住所又は居所が指定地域内であることが必要であること（指定地域の公共職業安定所に求職者給付に係る事務が委嘱された者を含む）。また、指定地域での就職を希望している者であること（指定地域A地域に居住する者が、県外の指定地域Bへの就職を希望している場合も含む。なお、指定地域A地域に居住する者が県外の指定地域ではない地域のみへの就職を希望している場合は含まない。）。

(ロ) 当該対象者については年齢は問わない。

(ハ) 厚生労働大臣が指定する地域は告示により定める。

#### [参考] 地域指定要件

次のいずれにも該当する地域が指定される。

なお、この要件に該当するか否かの確認は、四半期ごとに本省において行う。

- ・ 地域の労働力人口に対する当該地域の求職者数の割合が全国平均値以上であること。
- ・ 最近1か月における地域の有効求人倍率（一般（パートを含む））が1を下回ること。
- ・ 最近1か月における地域の受給者実人員を、当該受給者実人員に当該月の末日における被保険者（高年齢雇用継続被保険者、短期特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）の数を加えた数で除して得た率が、全国平均以上であること。

ハ 上記イ及びロに該当する者のほか、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして、当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者であること。（法附則第5条第1項第2号、則附則第22条）

(イ) これについては、公共職業安定所に配置する「就職支援ナビゲーター」が「就職支援プログラム」の中で個別の支援計画を策定し、一定期間をかけて計画的な就職支援を実施している者が該当するものであること。また、就職支援ナビゲーター以外の職員（個別の就職支援を担当する職員、非常勤職員を含む。）が、再就職支援に関して個別の計画を作成しており、当該計画に基づき一定期間をかけて計画的に就職支援を実施している者についても該当するものであること（以下当該就職支援ナビゲーター又は就職支援ナビゲーター以外の職員が作成した当該計画を「再就職支援計画」という。）。

(ロ) また、受給資格者の態様等から判断して、①所定給付日数に相当する期間を超える期間の再就職支援計画を作成し、計画的に就職支援を実施することが必要な場合、②当初、所定給付日数に相当する期間内で再就職支援計画を作成して就職支援を実施していたものの、受給資格者の就職活動状況等を勘案して再就職支援計画を変更し、所定給付日数に相当する期間を超えて当該計画に基づき就職支援を行うことが必要な場合、について個別延長給付の対象となるものであること。

(ハ) 「厚生労働省令で定める基準」に照らして、受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要がある者であると認められる場合とは、特に誠実かつ熱心に求職活動を行っているにもかかわらず、所定給付日数分の基本手当の支給終了日（又は受給期間満了日）までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、以下のいずれかに該当する場合である。

a 安定した就業の経験が少なく、離職又は転職を繰り返していること。

b 産業構造、労働市場の状況等からみて、再就職のために、その者が従事していた職種等を転換する必要があり、職業に就くことに時間を要すること。

これまで求人への応募などをはじめ、具体的な求職活動を継続して実施しているものの、求職活動が不調となっており、求職条件（職種、賃金、就業地等）の再検討等も含め一定期間の就職支援が必要であると認められる者がこの基準に該当する。

c 上記a及びbに該当する者のほか、公共職業安定所の職業指導を受けなければ、その者が適切な職業選択を行うことが著しく困難であること。

(ニ) (ハ)の「特に誠実かつ熱心に求職活動を行っている」に該当する者は、次のa及びbに該当する者であること。

a 求職の申込みをした日から所定給付日数の支給が終了となる失業認定日の前日までの間において、各受給資格者の所定給付日数に応じ、次に定める回数以上の求人への応募の実績がある者であること。

なお、応募経路は、安定所紹介によるもののほか、職業紹介事業者、就職情報誌、知人の紹介等の機会を通じて応募した場合も対象となる。

また、書類選考のため応募書類を求人者に送付した場合や、募集している求人に応募するために、求人者に連絡を行う等の行動をしたが、求人者側の都合により面接するまでには至らず不調に終わった場合も、「応募」に該当する。

- (a) 所定給付日数が 90 日又は 120 日の者 2 回
- (b) 所定給付日数が 150 日又は 180 日の者 3 回
- (c) 所定給付日数が 210 日又は 240 日の者 4 回
- (d) 所定給付日数が 270 日の者 5 回
- (e) 所定給付日数が 330 日の者 6 回

ただし、受給資格決定時において、受給期間の関係により、所定給付日数分の支給を受けることができない者については、受給資格決定時における最大受給可能日数に応じ、次のとおりとする。

- (f) 最大受給可能日数が 150 日未満の者 2 回
- (g) 最大受給可能日数が 150 日以上 210 日未満の者 3 回
- (h) 最大受給可能日数が 210 日以上 270 日未満の者 4 回
- (j) 最大受給可能日数が 270 日以上 330 日未満の者 5 回

b 以下のいずれにも該当しない者であること。

- (a) 求職の申込みをした日以後、所定給付日数分の基本手当の支給終了に係る認定日までの間に、求職活動実績の基準を満たさないことにより、不認定処分を受けたことがある者
- (b) 求職の申込みをした日以後、所定給付日数分の基本手当の支給終了に係る認定日までの間に、職業に就くためその他やむを得ない理由なく、所定の認定日に出頭しなかったことにより不認定処分を受けたことがある者
- (c) 本人の態様、地域における雇用失業情勢や労働市場の状況等からみて、現実的に就職困難な求職条件で就職活動を続けており、公共職業安定所による十分な職業指導を受けないまま、又は職業指導を受けたにもかかわらず求職条件の変更等を行わないまま就職活動を続けている者。
- (d) その他、個別延長給付の実施が安定した再就職を促進することにつながらないと認められる者。

この要件には、傷病手当を受給することにより支給終了を迎えた者（ただし、支給終了日の翌日において労働の意思及び能力があると認められる場合を除く。）などが該当する。

ニ なお、上記イ～ハに掲げた個別延長給付の対象者の具体例を示すと以下のとおりである。

(イ) 受給資格に係る離職直前の 5 年間に於いて、一般被保険者として同一の事業主に引き続き 3 年以上雇用されたことがない者。

ただし、同一の事業主に 3 年以上雇用されていたとしても、期間の定めのある労働契約により雇用されていた者は対象となる。

(ロ) 過去に 3 回以上被保険者として雇用されていた事業所を離職したことがある者。



- (ハ) 求人者の状況等と、受給資格者本人の職業経験や技能、職業に関する知識等とを勘案し、再就職のためには、その者が従事していた職種を転換するために一定期間の就職支援が必要である者。
- (ニ) 例えば介護職などの一定の資格を有する職業に再就職することを希望しており、その職業に就くために必要な資格は有しているが、実務経験がない（又は少ない）ため、再就職が出来ない者（経験を要しない職業に就くことを希望している者が職業に就くことができない場合を除く。）。
- (ホ) 上記(ハ)、(ニ)のほか、当該地域の雇用構造の状況や求人状況等が要因となって再就職が困難な状況におかれており、求人者への働きかけや受給資格者（求職者）が抱える課題への対応等、公共職業安定所において一定期間、個別の就職支援等を行うことが必要であると認められる者。
- (ハ) これまで求人への応募などをはじめ、具体的な求職活動を継続して実施しているものの、求職活動が不調となっており、求職条件（職種、賃金、就業地等）の再検討等も含め一定期間の就職支援が必要であると認められる者。
- (ト) 50304 ロ(イ)～(ハ)に該当しない発達障害、難病等の者であって、就職支援が必要であると認められる者。
- ホ 上記イ、ロの「特に誠実かつ熱心に求職活動を行っているにもかかわらず、所定給付日数分の基本手当の支給終了日までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められること」（則附則第20条第1項第1号）に該当する者は、次の(イ)から(ハ)までに該当する者であること。
- (イ) 所定給付日数分の基本手当の支給終了日までの間において、特に誠実かつ熱心に求職活動を行っているにもかかわらず、支給終了日までに就職ができる見込みが立たず、かつ、公共職業安定所において個別に職業指導や就職支援を行うことが必要である者であること。
- (ロ) ハ(ニ)aに該当する者であること。
- (ハ) ハ(ニ)bに該当する者であること。
- へ 法第29条及び第32条に基づく給付制限に係る取扱い
- (イ) 個別延長給付を受けている受給資格者が、受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従って公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当は支給しない（法第29条、法附則第5条第4項）。
- （なお、要領52551-52553「給付制限を延長した場合の給付制限処理」参照）
- (ロ) また、受給資格者が法第32条に基づく給付制限を受けた場合については、個別延長給付の対象にならないものであること（個別延長給付の指定を行った後に、法第32条に基づく給付制限処分を行った場合には、当該個別延長給付の指定を取り消すこととすること。）（則附則第20条第2号）。

## 52472 (2) 個別延長給付の決定

### イ 要件の確認

受給資格者が個別延長給付の要件に該当するかどうかについては、次により確認を行う。

- (イ) 52471 のイ及びロにおける特定受給資格者、特定理由離職者、年齢、指定地域に係る要件については、離職票や受給資格者証の記載内容等により確認すること。
- (ロ) 52471 のハについては、就職支援ナビゲーターや職員により再就職支援計画が作成され、当該計画に基づき個別の就職支援が実施されている者であるかについて職業紹介担当部門へ照会すること等により確認を行うこと。
- (ハ) 52471 のホの要件については、以下の点に留意して判断すること。
  - a 公共職業安定所が不相当と認める職業又は不当と認める労働条件その他の求職条件に固執しているために（51254 のハの(ニ)参照）、希望に見合う求人がない、というものは当然対象者には該当しないものであること。ただし、本人の職歴や管内の労働市場の状況等からみて妥当な求職条件ではあるものの、再就職のためには職種の転換に向けた支援や求職条件の再検討等の支援、求人開拓等の各種の個別支援が必要であり、相当程度の時間を要すると考えられる場合等が当てはまること。
  - b 個別延長給付については、単に給付を延長するのではなく、安定所として（本延長給付と併せて）積極的に個別の就職支援を行うことが重要であることから、単に給付の延長を希望する者、個別支援を実施しなくとも就職可能であると判断される者は対象者として該当しないものであること。特に、上記 1 のホに係る要件については、これまでの職業相談記録、失業認定申告書等により就職活動の状況を確認すること。
- (ニ) 個別延長給付の対象とするか否かについては下記ハの「審査会議」において最終判断、決定すること。

### ロ 確認後の処理

イにより個別延長給付の対象者の要件に該当することの確認を行った場合には、求職票に表示を行う等適宜の方法により区分けを行う。

### ハ 審査会議の開催

個別延長給付の対象者の決定については、各公共職業安定所に審査会議を設け、当該会議において行うこととする（当該会議については、各所の業務状況等に応じ、担当職員間での決裁方式によることとしても差し支えないこと。）。

なお、当該会議については次により運営する。

- (イ) 審査会議は認定担当課長及び認定担当係が職業紹介担当部門と連携して設けることとすること。
- (ロ) 審査会議はおおむね 2 週間に 1 回、当該公共職業安定所の業務量等を勘案して適宜の日で開催すること。
- (ハ) 審査会議においては、当該会議の開催日のおおむね 1 か月後に基本手当の支給終了日又は受給期間満了日が到来する受給資格者を選定の対象とすること。

(ニ) 個別延長給付の対象とする受給資格者に対しては、単に給付日数を延長するのではなく、併せて個別の再就職支援を着実に実施して再就職に結びつける必要がある。このため、当該会議においては、認定担当部門と職業紹介担当部門が密に連携しながら、当該対象者に対する具体的な支援方策等について検討等を行うこと。

また、個別延長給付の対象とする受給資格者に対しては、失業の認定日に職業相談を実施するなど、必要な支援を行うことを原則とする。

## ニ 個別延長給付の決定に伴う事務処理

(イ) 審査会議において個別延長給付を行うことと判断した場合には、公共職業安定所長の決裁を受けるとともに、対象者の支給台帳に個別延長給付の指定を記録した上、備忘処理を行う。

(ロ) 上記(イ)の受給資格者については、当初の所定給付日数による最終の失業認定日の前の失業認定日において支給対象期間内に個別延長給付の要件に関し変更がないかを確認し、個別延長給付に該当しなくなった場合は、支給台帳の個別延長給付の指定の記録を取り消すこと。要件について変更がない場合は、受給資格者に対し、所定給付日数の支給終了日までに個別延長給付の要件に関し特段の事情の変化がなければ、個別延長給付の対象になる可能性がある旨を伝えるものとする。

(ハ) 当初の所定給付日数による最終の失業認定日においては、個別延長給付の要件に関し事情の変更の有無を確認し、要件について変更がない場合には、受給資格者に対し、個別延長給付の支給を行うこと。

ただし、個別延長給付の要件に該当しないと認められる者には該当しなくなった旨を伝えるとともに、基本手当を支給しないとする処分不服がある場合は雇用保険審査官に対し、審査請求が提起できることを教示すること。

### **52473 (3) 延長給付日数及び受給期間**

イ 個別延長給付が行われる場合の受給期間は、その者の法第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定による期間（以下「当初の受給期間」という。）に 60 日を加算した期間となる。（法附則第 5 条第 3 項）

なお、個別延長給付の開始後に、妊娠、出産、育児その他やむを得ない事由により引き続き 30 日以上職業に就くことができなくなった場合は、受給期間の延長を行うことができないこと。

ロ 個別延長給付により所定給付日数を超えて基本手当の支給を受けることができる日数は、60 日である。（法附則第 5 条第 2 項）

ハ なお、離職の日における年齢が 35 歳以上 45 歳未満であって、算定基礎期間が 20 年以上である者（所定給付日数が 270 日である者）、及び離職の日における年齢が 45 歳以上 60 歳未満であって、算定基礎期間が 20 年以上である者（所定給付日数が 330 日である者）については、上記のイ、ロにかかわらず下記の(イ)、(ロ)のとおりとすること（法附則第 5 条第 2 項及び第 3 項）。

(イ) 個別延長給付が行われる場合の受給期間は当初の受給期間に 30 日を加算した

期間とすること。

(ロ) 個別延長給付により所定給付日数を超えて基本手当の支給を受けることができる日数は30日とすること。

#### **52474 (4) 個別延長給付に係るその他留意事項**

イ 個別延長給付の適用を受けている者が、その者の所定給付日数を超えて個別延長給付を受けた後、当該延長給付に係る延長日数(60日)の全部を受け終わらないで就職し、その後に離職して再度その者の受給期間内に求職の申込みをした場合は、その者がなお個別延長給付の対象者の要件に該当するときは、個別延長給付の残日数分を支給して差し支えないものであること。

ロ 個別延長給付については、再就職に向けて一定期間の丁寧な就職支援を行うことが必要であるために、基本手当の給付日数を延長しつつ個別の再就職支援を行うというものである。

このため、52472のハ(ニ)に掲げたように、審査会議において個別延長給付と相まった再就職支援の方策等について検討等を行い、個別の再就職支援計画を策定するなど雇用保険部門と職業紹介担当部門が連携しながら、着実に対象者を再就職に結びつけるよう取り組むこと。

ハ 52471のロに該当することにより個別延長給付を受ける者が、別の指定地域に住所又は居所を変更する場合には、引き続き個別延長給付を受けることができること。

ただし、指定地域外に住所又は居所を変更する場合には、52471のイ又はハに該当する場合を除いて、引き続き個別延長給付を受けることができないこと

ニ 個別延長給付により延長された給付日数は所定給付日数ではないため、傷病手当の支給を受けることはできないこと。

ホ 個別延長給付により延長された給付日数は所定給付日数ではないため、就業促進手当の支給要件である支給残日数とはならないこと。

#### **52475 (5) 支給台帳の処理**

支給台帳の処理については、センター要領参照。

#### **52476 (6) 受給資格者証の処理**

所要のデータをセンターに入力することにより、受給資格者証の「(処理状況)」欄に必要事項を記載の上、個別延長給付の開始日にその者の受給資格者証の第1面余白に④の表示を行い、「受給期間満了年月日」欄に60日(または30日)を加算した新たな受給期間満了年月日を、「所定給付日数」欄の余白には⑥(または③)と朱書きする。

#### 52477（7）その他留意事項

個別延長給付は暫定措置として実施するものであり、「受給資格に係る離職の日」又は「所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日（支給終了日（受給期間内に所定給付日数分の支給を受けることができない者については受給期間満了日））」が改正法施行日（平成21年3月31日）以後である者について適用すること。

受給資格に係る離職の日が改正法施行日（平成21年3月31日）以降である者だけでなく、改正法施行日前に離職し、特定受給資格者とされた者については、「所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日」が改正法施行日以降である場合についても、個別延長給付の対象となり得るものであること。また、改正法により新たに「特定受給資格者」となる者及び「特定理由離職者（「正当な理由のある自己都合退職」に該当する者を除く。））」となる者については「受給資格に係る離職の日」が改正法施行日以降である者について、個別延長給付が適用されるものであること。

また、当該延長給付は、「受給資格に係る離職の日」が「平成26年3月31日」以前の者まで実施するものであること。

52501-52550 6 2以上の延長給付の措置が行われた場合の調整

**52501 (1) 各延長給付を行う場合の優先度**

イ 個別延長給付を受けている受給資格者

個別延長給付の適用を受けることができる者が、同時に他の延長給付を受けることができる者である場合には、まず最初に個別延長給付を行う。

個別延長給付が行われることとなったときは、当該個別延長給付が終わった後でなければ広域延長給付、全国延長給付、訓練延長給付は行わない（法第 28 条第 1 項、法附則第 5 条第 4 項）。

ロ 広域延長給付を受けている受給資格者

当該広域延長給付が終わった後でなければ全国延長給付及び訓練延長給付は行わない（法第 28 条第 1 項）。

ハ 全国延長給付を受けている受給資格者

当該全国延長給付が終わった後でなければ訓練延長給付は行わないが、当該受給資格者について広域延長給付が行われることとなったときは、広域延長給付が行われる間は、その者について全国延長給付は行わない（法第 28 条第 1 項及び第 2 項）。

ニ 訓練延長給付を受けている受給資格者

当該受給資格者について広域延長給付又は全国延長給付が行われることとなったときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について訓練延長給付は行わない（法第 28 条第 2 項）。

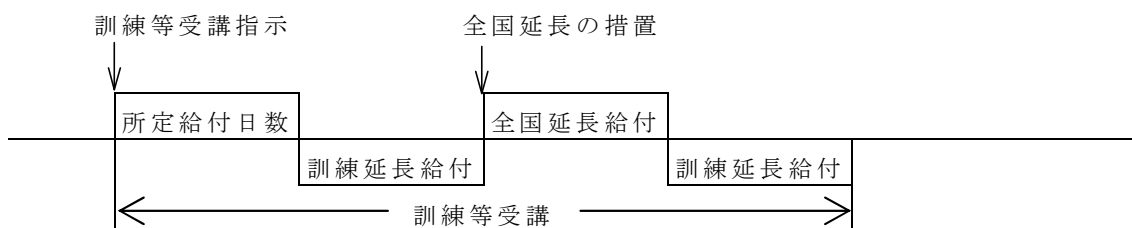
なお、「訓練延長給付」を受けている受給資格者については、再就職の見込みを立てた上で安定所長の受講指示に基づき、具体的な就職支援として必要な職業訓練等を実施している者であることから、個別延長給付の対象者に該当しないものであること（52471 参照）から、訓練延長給付を行っている者については、原則「個別延長給付」は行わない（当該趣旨から、原則として、訓練延長給付を受け終わった後にも個別延長給付は行わないこと。）。

ホ イからニまでに示すとおり、各延長給付を順次行う優先度は、個別延長給付、広域延長給付、全国延長給付、訓練延長給付の順に高いことになる。

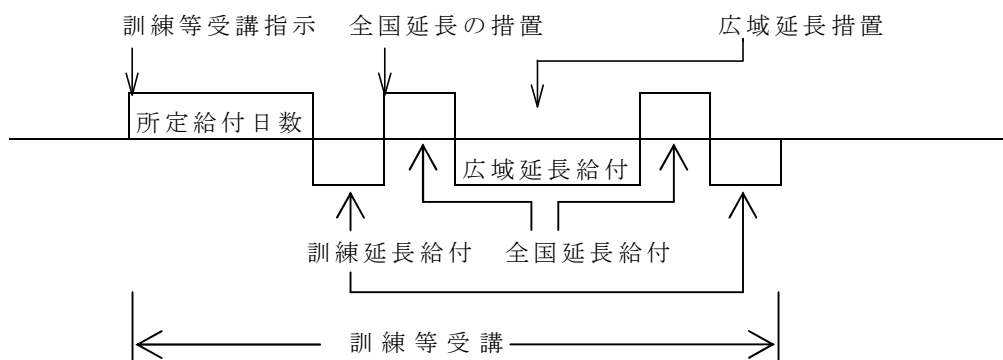
なお、優先度の高い延長給付を中途で行うようになったときは、優先度の低い延長給付は一時延期されることとなり、優先度の高い延長給付が終わり次第引き続いて低い延長給付が行われることとなる。

これを例示すると下図のとおりである。

〔例示〕 1 訓練延長給付中に全国延長給付の措置が行われた場合



〔例示〕2 上記例示1による全国延長給付中に広域延長給付の措置が行われた場合



**52502 (2) 各延長給付に係る受給期間及び支給日数**

受給資格者に対して、2以上の延長給付が行われる場合の受給期間及び支給日数は、次のとおりである（令第9条）。

イ 相前後する延長給付のうち、まず、先行する延長給付のみによって受給期間を定める。

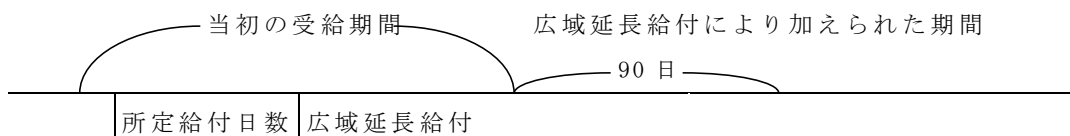
例えば、広域延長給付と全国延長給付が行われる受給資格者の受給期間は、まず、当初の受給期間に90日を加えた期間が受給期間となる（例示1）。

なお、全国延長給付の一部を既に受給している場合であって、かつ、その一部の受給に係る最後の日が当初の受給期間後である場合には、その最後の日に90日を加算した期間が受給期間となる（例示2、3）。

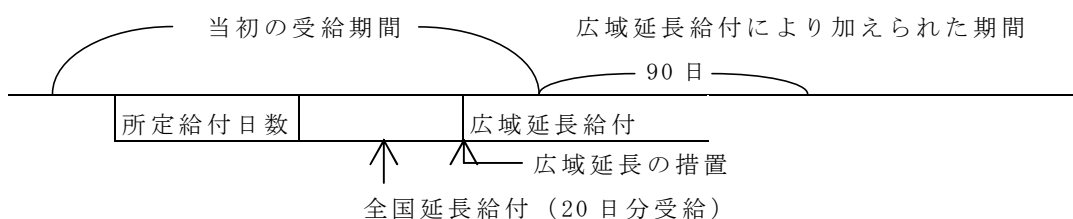
また、個別延長給付と広域延長給付が行われる場合であって、個別延長給付の受給に係る最後の日が当初の受給期間後である場合には、その最後の日に90日を加算した期間が受給期間となる（例示4）。

これを例示すれば、下図のとおりになる。

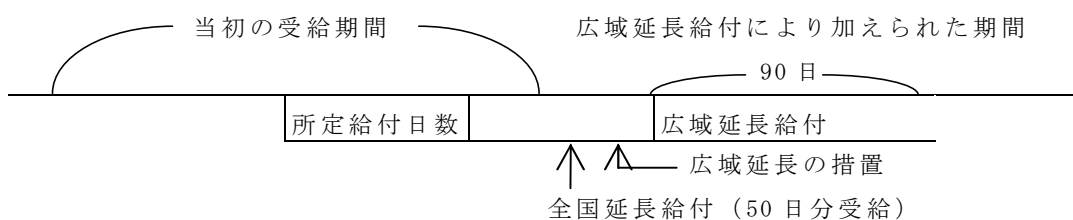
〔例示〕1



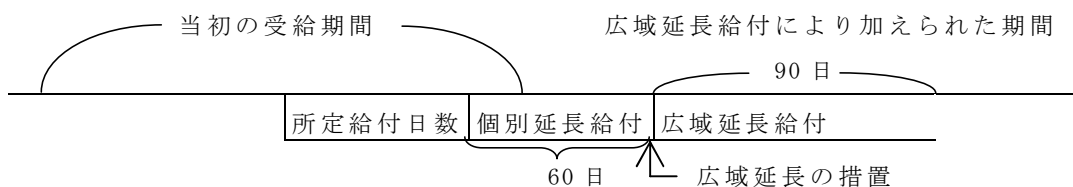
〔例示〕 2



〔例示〕 3



〔例示〕 4



ロ イにより先行する延長給付が終了した場合(打切りも含む。以下同じ。)には、後続する延長給付の日数(後続する延長給付が全国延長給付である場合には90日)を、先行する延長給付の終了までの期間に加えた期間が受給期間となる(例示1、2、3)。

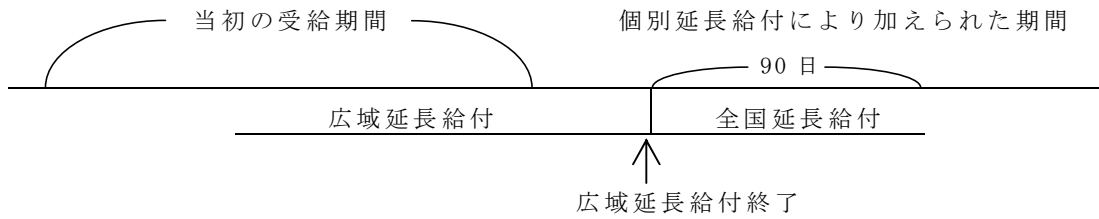
また、例えば全国延長給付中に広域延長給付が行われることとなった場合であって、当初の受給期間満了後に全国延長給付の一部を既に受給している場合には、全国延長給付の延長日数(90日)からの当初の受給期間満了の日の翌日から広域延長給付が行われることとなった日の前日までの日数を差し引いた日数を広域延長給付の終了日までの期間に加えた期間が受給期間となる(例示4)。

なお、先行する延長給付の終了日が当初の受給期間満了日前である場合には、後続する延長給付の日数を、当初の受給期間に加えた期間が受給期間となる(例示5)。

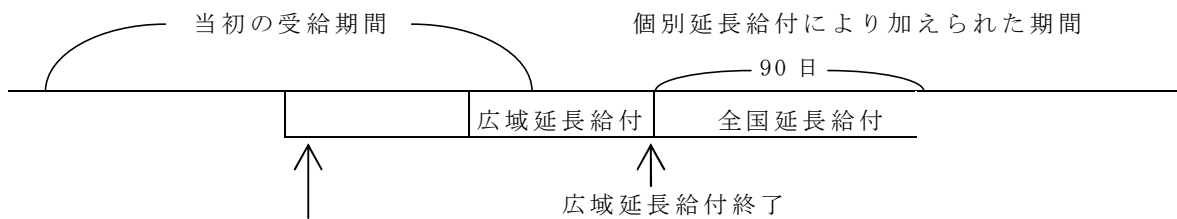
これを、上記のイの例について例示すれば、下図のとおりとなる。



〔例示〕1 イの例示1の場合



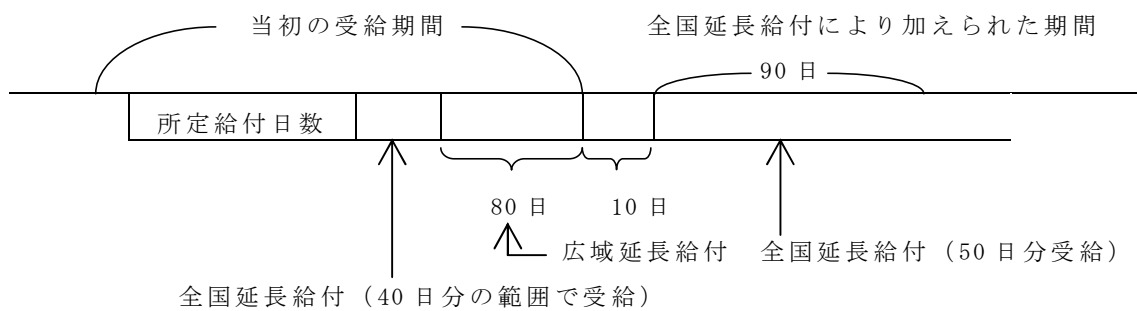
〔例示〕2 イの例示2の場合



全国延長給付（20日分受給）

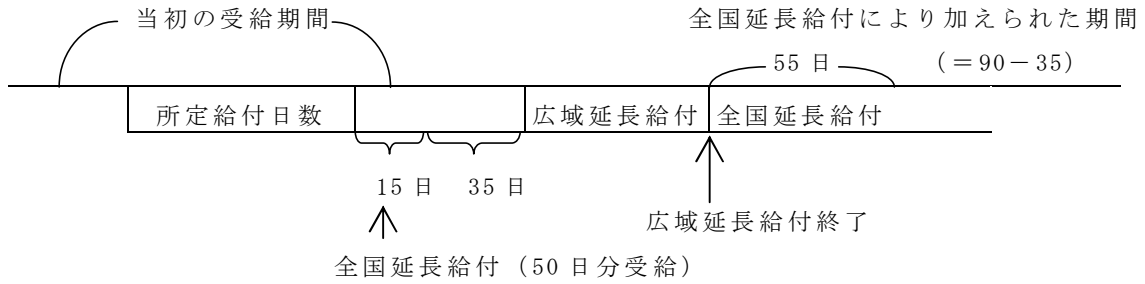
広域延長給付終了後の全国延長給付は、支給残日数（ $90 - 20 = 70$ ）の範囲内で行われる。

〔例示〕3 全国延長給付中に広域延長措置を行った結果、広域延長措置のみを行った場合よりも受給期間が短くなる場合



広域延長措置のみであれば、当初の受給期間満了日の90日後が延長後の受給期間満了日となるが、上記の例の場合は、当初の受給期間満了日の70日後が延長後の受給期間満了日となる。

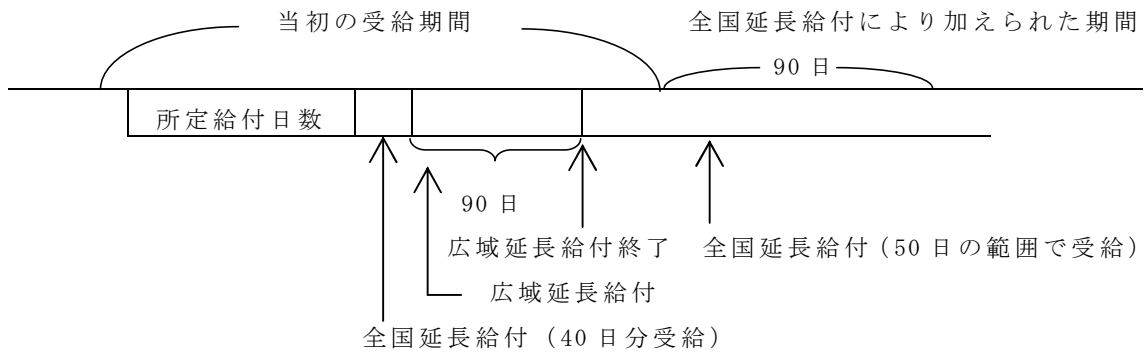
〔例示〕 4 イの例示 3 の場合



この場合は、広域延長給付終了後において、残りの全国延長給付に係る受給期間は55日(=90-35)となる。

なお、広域延長給付終了後の全国延長給付は、支給残日数(90-50=40)の範囲内で行われる。

〔例示〕 5



## 52551－52600 7 給付日数を延長した場合の給付制限

### 52551 (1) 個別延長給付、終了後手当の支給、広域延長給付又は全国延長給付を受けている場合の給付制限

個別延長給付、終了後手当の支給、広域延長給付又は全国延長給付を受けている受給資格者が正当な理由がなく安定所の紹介する職業に就くこと、安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当は支給しない(法第 29 条)。

なお、給付制限の処分を行う基準については、法第 32 条の規定により行う給付制限の基準と同様である (52151～52200 参照)。

### 52552 (2) 訓練延長給付(終了後手当の支給を除く。)を受けている場合の給付制限

訓練延長給付(終了後手当の支給を除く。)を受給中の給付制限については、法第 32 条の規定に基づく給付制限処分が行われるものである (52151～52200 参照)。

### 52553 (3) 法第 29 条の給付制限を行う場合の事務処理

イ 法第 29 条の給付制限の決裁は、(伺)文書により処分の種類、年月日、処分を行う理由、本人の申立事項及び通知年月日を記載し、求職票を添えて安定所長の決裁を受けることを要する。

この場合、本人の申立ての部分には本人に記名押印又は自筆による署名をさせる。

ロ 法第 29 条の規定に基づく給付制限を行った場合は、離職票及び延長給付等入力票の所要欄に必要事項を記載の上、当該票により所要のデータをセンターに入力する。

## 52701-52800 第14 安定所長の指示による公共職業訓練等受講の場合の措置

### 52701-52750 1 安定所長の指示による公共職業訓練等受講の場合の措置

#### 52701 (1) 概要

イ 受給資格者が、安定所長の指示により法第15条第3項に規定する公共職業訓練等を受けることとなったときは、速やかに公共職業訓練等受講届(則様式第12号)(以下「受講届」という。)及び公共職業訓練等通所届(則様式第12号)(以下「通所届」という。)に受給資格者証(受給資格者が同居の親族と別居して寄宿する場合にあっては、受給資格者証に加えて、必要に応じて当該親族の有無についての市町村長の証明書)を添えて、管轄安定所長に提出しなければならない(則第21条第1項)。

受講届及び通所届を受理した安定所は、当該受講届の記載内容に基づいて、証明認定の可否、法第24条の規定による訓練延長給付の可否、寄宿手当の支給の可否等について判断し、当該通所届の記載内容に基づいて通所手当の支給の可否及びその支給額を判断する。

また、公共職業訓練等受講者に対する求職者給付(基本手当、受講手当、通所手当及び寄宿手当)は、原則として公共職業訓練等受講証明書(則様式第15号)(以下「受講証明書」という。)の記載により一括して支給する。

ロ 安定所長の指示により公共職業訓練等を受ける受給資格者のうち、雇用対策法施行規則第2条第2項第1号から第12号までのいずれかに該当する者について、その者に係る基本手当の日額が当該訓練手当の日額を下回ることとなるときについては、基本手当の日額は、当該訓練手当の基本手当日額に相当する額(以下「特例日額」という。)とする。

ただし、継続して14日を超えて公共職業訓練等を受けることができない場合(15日目以降の期間に限る。)等雇用対策法施行規則第2条第7項の規定に該当する場合においては、この特例日額は適用されない(50801ハ参照)。

#### 52702 (2) 公共職業訓練等

公共職業訓練等とは、国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練(職業能力開発総合大学校の行うものを含む。)その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる次の訓練又は講習をいい(令第3条)、特定公共職業訓練等(中高年齢者(45歳以上60歳未満の受給資格者をいう。)の申出に基づきその再就職を容易にするものとして平成17年3月31日までに安定所長が特に指示した公共職業訓練等をいう。)を含む。

イ 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練(求職者及び退職を予定する者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習並びに作業環境に適応させるための訓練)

ロ 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練(求職者である障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者に限る。)について行うその能力に適合する作業の環境に適応することを容易にすることを目的とする適応訓練)

ハ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 23 条第 1 項の計画に準拠した同項第 3 号に掲げる訓練(中高年齢失業者等に対する就職促進措置として行われる国又は地方公共団体が実施する訓練(公共職業訓練施設の行う職業訓練を除く。))で、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われるもの(国又は地方公共団体の委託を受けたものが行うものを含む。)

#### **52703 (3) 公共職業訓練等の受講指示**

イ 受給資格者に対して公共職業訓練等を受講することを指示するに当たっては、別に定める基準による。

ロ 指示ができる公共職業訓練等はその期間が 2 年以内のものである。

ハ 指示を行った場合は、所要のデータをシステムに入力することにより、支給台帳及び受給資格者証に必要事項を記載の上、受給資格者証の「(処理状況)」欄に公共職業訓練等の施設の名称を記載する。

#### **52704 (4) 受講指示に関する連絡**

イ 受給資格者が公共職業訓練等を受ける場合において、その訓練等の期間について証明認定の取扱いを受け、技能習得手当若しくは寄宿手当の支給を受け、又はその者の所定給付日数を超えて基本手当等の支給を受けるには、その受講が安定所長の指示によらなければならないものであるから、訓練生の募集時期においては、訓練等施設と密接な連絡を行い、直接訓練等施設に応募した者に対しては雇用保険の受給資格者(国家公務員退職手当の基本手当を含む。)であるか否かについて申告させることとし、このため、入校願書にその旨の申告欄を設ける等遺漏のないよう訓練等施設に指導を行う。

ロ 紹介担当部門は、受給資格者に対して、公共職業訓練等の受講を指示した場合には、求職票の「職業訓練等の記録」欄に、指示年月日、訓練等の施設の名称、職種その他必要な事項を記載する。

#### **52705 (5) 受講届及び通所届の提出**

イ 受給資格者が、安定所長の指示により公共職業訓練等を受けることとなったときは、速やかに、受講届及び通所届に受給資格者証(受給資格者が同居の親族と別居して寄宿する場合にあっては、受給資格者証に加えて、必要に応じて当該親族の有無についての市町村長の証明書)を添えて)、管轄安定所長に提出しなければならない(則第 21 条第 1 項)。

なお、正当な理由があるときのほか、受講届及び通所届を電子申請により届け出るときは、受給資格者証を添えないことができる(則第 21 条第 2 項)。

受講届及び通所届は、公共職業訓練等受講に伴う給付の支給の要否等をあらかじめ

め把握し、また、失業の認定日及び支給日を決定するために必要なものであるから、受給資格者に対し公共職業訓練等受講開始後速やかに（遅くとも最初の認定日まで）に提出するよう、受講指示の際又は公共職業訓練等実施主体を通じて指導する。この場合の申請は、必ずしも本人自身が安定所に出頭して行う必要はなく、代理人又は郵送等により行うことも差し支えない（代理人による申請の場合は委任状を必要とする。ただし、代理人が公共職業訓練等の施設の長である場合は、受講届及び通所届に記名押印又は署名があれば、委任状は必要ない。）。

ロ 受講届又は通所届の記載事項に変更があったときは、受給資格者は、速やかにその旨を記載した届書に変更の事実を証明することができる書類及び受給資格者証を添えて管轄安定所長に提出しなければならない（則第 21 条第 4 項）。

この場合は、原則として、受講届又は通所届の用紙を使用して提出させる（それぞれの届用紙に「（変更）」と記載させる。）。

なお、正当な理由があるときのほか、受講届又は通所届の記載事項に変更があったときの変更の届を電子申請により届け出るときは、受給資格者証を添えないことができる（則第 21 条第 5 項）

#### **52706 (6) 受講届を受理した場合の事務処理**

イ 受講届を受理した場合は次の処理を行う。

(イ) 受講届の「※処理欄」中「法第 24 条第 1 項の基本手当」欄及び「寄宿手当」欄には、それぞれ支給の対象となる場合には、「○」、支給の対象とならない場合には「×」等適宜記載し、「証明認定」欄には、その取扱いの可否、所定認定日等を適宜記載する。

その際、特定公共職業訓練等を受講する場合にあっては、寄宿手当は支給の対象とならないので留意する。

(ロ) 上記(イ)の処理を終了したときは、受講届の所要欄に必要事項を記載の上、所要のデータをシステムに入力することにより、支給台帳及び受給資格者証に必要事項の記載を行う（正当な理由がある場合又は受講届が電子申請により届け出られた場合に、受給資格者証が添付されていなかったときは、受給資格者証の記録及び記載は、次回来所時等に行う）。

なお、この場合、受給資格者証の第 1 面の記載については次により行う。

a 「認定日」欄を新たな認定日（「月 1 回○日」というように）訂正する（失業の認定日は通常一致させるものとし、原則として、各暦月の上旬の日を定める。）。

b 「公共職業訓練等」欄中「受講開始年月日」欄及び「終了予定年月日」欄に当該年月日を記載する。

c 「技能習得手当欄」には、受講手当の日額及び支給開始月日を記載し、また当該受給資格者が通所手当の支給の対象となる者である場合には、それぞれの月額及び支給開始月日を記載する。

d 「寄宿手当」欄には、受給資格者が寄宿手当の支給の対象となる者である場合には、月額及び支給開始月日を記載する。

また、既に支給台帳及び受給資格者証に記録及び記載を行っている部分に係る処理については省略することとなる。

この場合、当該記録及び記載内容については相違がないかどうか確認する。

所要の処理が終了した後は、受講届に受給資格者証を添えて安定所長の決裁を受け、所要事項を記載した受給資格者証を当該受給資格者に返付する（正当な理由がある場合又は電子申請により申請が行われた場合であって、受給資格者証が添付されずに受講届が提出されたときを除く。）（則第 21 条第 3 項）。

ロ 受講届の記載事項の変更届を受理した場合の事務処理は、イに準じて行う。

#### **52707 (7) 通所届を受理した場合の事務処理**

イ 通所届を受理した場合は、次の処理を行う。

(イ) 受給資格者の記載した内容及び公共職業訓練等の施設の長の確認内容に基づいて、「※処理欄」にその者に支給すべき通所手当の月額を記載する。

また、所要のデータをシステムに入力することにより、その額をその者の支給台帳及び受給資格者証の「（処理状況）」欄に記録及び記載する（正当な理由がある場合又は通所届が電子申請により届け出られた場合であって、受給資格者証が添付されていなかったときは、受給資格者証の記録及び記載は、次回来所時等に行う）。

(ロ) (イ)の処理を終了したときは、通所届に、所要の処理を行った受給資格者証（通所届に受給資格者証が添付されなかったときは、受給資格者証に代え、印字した支給台帳）を添えて安定所長の決裁を受け、所要事項を記載した受給資格者証を当該受給資格者に返付する（正当な理由がある場合又は電子申請により申請が行われた場合であって、受給資格者証が添付されずに通所届が提出されたときを除く。）（則第 21 条第 3 項）。

(ハ) 通所手当の支給額の決定には、公共職業訓練等の施設の長の確認の当否が最も重要な意味を有するので、提出手続並びに記載、確認の方法等については関係機関相互にあらかじめ十分打合せを行う。

ロ 通所届の記載事項の変更届を受理した場合の事務処理は、イに準じて行う。

なお、受講届と通所届が 1 枚の様式で提出されたときには、安定所による業務手順を勘案の上、52706 及び 52707 の処理を行う。

#### **52708 (8) 公共職業訓練等受講者に対する基本手当等の支給**

イ 基本手当等の一括支給

安定所長の指示により公共職業訓練等を受講する受給資格者が受講証明書による失業の認定を受ける場合における失業の認定回数及び基本手当の支給回数は、1 か月に 1 回である。

また、技能習得手当及び寄宿手当は毎月 1 回、支給日において、その日の属する前月の末日までの分を支給する。公共職業訓練等受講者に対しては、上記の旨を説明する。

その際、特定公共職業訓練等を受講する場合にあつては、寄宿手当は支給の対象

とならないので留意する。

なお、証明認定の方法によることなく基本手当等を受けることを希望する者に対しては、通常の基本手当の支給方法により支給することとなる。

ロ 公共職業訓練等終了の場合の取扱い

公共職業訓練等終了の場合においては、訓練延長給付を受けている者、訓練終了とともに住居所を移転する者等の便宜を考慮し、失業の認定日を訓練終了の日に変更することも差し支えない。

この場合には、当該変更後の認定日にその日分についても受講証明書により失業の認定をすることとして差し支えない。

ハ 受講証明書の提出及び支給手続

証明認定に係る基本手当、技能習得手当及び寄宿手当の支給を受けようとする受給資格者は、受講証明書に受給資格者証を添えて(正当な理由があるときは受給資格者証を添えないことができる。)管轄安定所長に提出しなければならない(則第 27 条第 1 項)。

受講証明書は、毎暦月の初めに所要の処理期間をみた上、認定、支給日前にその前月分のものを提出させるよう指導する。受講証明書の提出は、代理人によって行うことができるものとし、通常はこの方法により行う(代理人による受講証明書の提出の場合には、委任状が必要である。則第 27 条第 2 項、51401 ハ参照。ただし、代理人が公共職業訓練等の施設の長である場合は、受講届及び通所届に記名押印又は署名があれば、委任状は必要ない。)

なお、この提出は郵送によることもできる。

また、公共職業訓練等を受講中の受講生であって、公共職業訓練等受講証明書の 6 欄及び 7 欄の双方ともロを○で囲んだものについては、失業認定申告書の提出は省略して差し支えない。特に郵送によって受講証明書が提出される場合には、当該公共職業訓練等の施設の長に対する指導等に万全を期すこと。

ただし、受講証明書の受理に当たっては、失業認定申告書の提出の有無を必ず確認するとともに、就職、内職等の事実の有無及び内職収入の有無の申告が安易にならないよう公共職業訓練等の施設の長を指導する等失業の認定が適切に行われるよう十分留意する。

6 欄又は 7 欄においてイを○で囲んだ者については、その内容を失業認定申告書により申告させる。

なお、受講証明書の提出に当たっては、寄宿手当支給対象者がある場合において「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を記載するよう指導する。

ニ 受講証明書を受理した場合の事務処理

受講証明書を受理した場合は、支給日までに各給付について支給すべき金額を決定し、給付事務に支障をきたさないようにする。各給付の支給決定に当たっては、各給付の支給要件に該当するか否かを確認するほか、特に次の点に留意する。

(イ) 受講証明書のカレンダーに「＝」・「○」・「△」・「×」印の記載のある日については、受講手当を支給し得ないこと。



- (ロ) 受講証明書のカレンダーに「×」印の記載のある日については、通所手当及び寄宿手当は支給し得ない。なお、カレンダーに「○」・「△」・「×」印の記載のある日について疑いがあるときは、その真偽を確認すること。
- (ハ) 受講証明書のカレンダーに「○」印の記載のある日の日数が継続して14日を超えた場合において、訓練延長給付を受けているときは、傷病手当は支給されないものであること（53004参照）。

# 公共職業訓練等 受講届 通所届

※ 帳票種別  
12201

1. 支給番号 00000000000000000000

2. 受講指示年月日 40000000000000000000  
元号 年 月 日

3. 訓練の種類 級地区分 00000000000000000000

4. 受講開始年月日 40000000000000000000 終了予定年月日 40000000000000000000  
元号 年 月 日 元号 年 月 日

5. 寄宿開始年月日 40000000000000000000 終了予定年月日 40000000000000000000  
元号 年 月 日 元号 年 月 日

6. 通所開始年月日 40000000000000000000 終了予定年月日 40000000000000000000  
元号 年 月 日 元号 年 月 日

7. 通所手当月額 00000000000000000000 円

8. 訓練継続表示 0

1	氏 名	支 給 番 号									
	住所又は居所	(電話番号 方)									
2	種 類 (第2面の注意の3の中から該当するものを選んで、その記号を○で囲むこと。)	0 1	0 2	0 3	0 4	0 5	0 6	0 7	0 8	0 9	
	期 間	屋 夜 間 の 別			屋 間 ・ 夜 間						
	受講開始年月日	平成	年	月	日	終了予定年月日	平成	年	月	日	
3	順路 <sup>(1)</sup>	通所方法の別 <sup>(2)</sup>	区 間 <sup>(3)</sup>	距離(概算) <sup>(4)</sup>	乗車券等の種類 <sup>(5)</sup>	左欄の乗車券等の額(1ヶ月分) <sup>(6)</sup>	特記事項				
	1		住居 から ( 経由 ) まで	キロメートル		円					
	2		から ( 経由 ) まで	キロメートル		円					
	3		から ( 経由 ) まで	キロメートル		円					
	4		から ( 経由 ) まで	キロメートル		円					
	5		から ( 経由 ) まで	キロメートル		円					
	6		から ( 経由 ) まで	キロメートル		円					
計				キロメートル		円					
7	(7) 〔届出理由〕 <input type="checkbox"/> 新規 (□に該当するものを除く。) <input type="checkbox"/> 新規 (雇用保険法第24条第2項の基本手当を受けることができる者であって再度の受講が指示されたことによるもの) <input type="checkbox"/> 住所又は居所の変更 <input type="checkbox"/> 通所経路の変更 <input type="checkbox"/> 通所方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生年月日 平成 年 月 日 通所終了予定年月日 平成 年 月 日										
2欄及び3欄の記載事実に戻りのないことを証明する。 平成 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印											
4	寄宿に關する事項	寄宿の事実	有	無	家族の状況	(第2面の〔家族の状況〕欄に記載すること。)					
		寄宿期間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
		寄宿前の住(居)所									
5	公共職業訓練等の受講指示に關する事項	受講指示公共職業安定所又は地方運輸局の名				受講指示年月日	平成	年	月	日	
雇用保険法施行規則第21条第1項の規定により上記のとおり届けます。 また、この届書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。 公共職業安定所長 殿 平成 年 月 日 備 地方運輸局長 殿 受給資格者氏名 印											
※ 処理欄	法第24条第1項の基本手当	証明認定	寄宿手当		考						
	通所手当(月額)	円	※	所属長	次長	課長	係長	係	操作者		

**注 意**

- 1 この届書には、受給資格者証を添えること。
- 2 この届書に記載された事項に変更があったときは、速やかに、当該変更があった事項について、受給資格者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長に届け出ること。この場合においては、所要の証明書を添えること。
- 3 2欄中の「種類」については、下記の01～09の中から該当するものを選んで、2欄に記載してある記号のうち該当するものを○で囲むこと。
  - 01 公共職業訓練（短期課程（職業に必要な相当程度の技能・知識を習得させるためのもの）の普通職業訓練及び特定公共職業訓練等を除く。）
  - 02 公共職業訓練のうち短期課程（職業に必要な相当程度の技能・知識を習得させるためのもの）の普通職業訓練（特定公共職業訓練等を除く。）
  - 03 雇用保険法第63条第1項第3号の講習
  - 04 雇用保険法第63条第1項第3号の作業環境に適應させるための訓練
  - 05 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法第23条第1項第4号の講習
  - 06 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適應訓練
  - 07 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練
  - 08 沖縄振興特別措置法第81条第1項第3号に基づく講習
  - 09 特定公共職業訓練等
- 4 3欄には、次により通常行っている通所の実情のみを記載し、例外的な方法等は記載しないこと。
  - (1) 「通所方法の別」には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、○○鉄道○○線等の別を記載すること。
  - (2) 「乗車券等の種類」には、1箇月定期券、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記載すること。
  - (3) 「左欄の乗車券等の額」には、「乗車券等の種類」の乗車券等を使用して1箇月間通所する場合に要する運賃等の額を記載すること。  
 なお、定期券によらない場合には、通所21回分の運賃等の額を記載すること。
  - (4) 「特記事項」には、定期券によらない場合にはその理由、回数券による場合にはその片道及び月間の使用枚数、往路と帰路と異なる場合にはその旨及び理由等を記載すること。
  - (5) 「届出理由」は、通所に関する事項に関し届書を提出する主な理由として該当するものの番号を○で囲むこと。
- 5 4欄については、特定公共職業訓練等を受講する場合は、記入不要であること。
- 6 4欄の「家族の状況」については、市町村長の証明書を添えることを命ぜられることがあること。
- 7 5欄の下の受給資格者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。  
 また、この届書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この届書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。
- 8 公共職業訓練等受講届としてのみ使用する場合は、標題中「通所届」の文字を抹消し、1欄、2欄、4欄及び5欄に記載すること。
- 9 公共職業訓練等通所届としてのみ使用する場合は、標題中「受講届」の文字を抹消し、1欄及び3欄に記載すること。
- 10 ※印欄には、記載しないこと。

[ 家族 の 状 況 ] ※寄宿の事実のない場合は記入不要です。

氏 名	続柄	年 齢	職 業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	



**注 意**

- 1 公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を5欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。
- 3 6欄及び7欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、6欄又は7欄においてイを○で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書により申告すること。
- 4 6欄及び7欄の「2の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。
- 5 6欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。）、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になったりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 6欄及び7欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであって、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 8欄には、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を（ ）内に記載すること。
- 8 8欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。  
また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

## 52801-53000 第15 技能習得手当及び寄宿手当

### 52801-52850 1 概要

#### 52801 (1) 概要

受給資格者が進んで公共職業訓練等を受け得る条件を整え、その再就職の促進に資するため、受給資格者が安定所長の指示した公共職業訓練等（その期間が2年を超えるものを除く。以下同じ。）を受ける場合には、技能習得手当（受講手当及び通所手当）を支給し、また、安定所長の指示した公共職業訓練等（特定公共職業訓練等を除く。52901～52950において同じ。）を受けるためその者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合には、寄宿手当を支給する（法第36条）。

#### 52802 (2) 公共職業訓練等及び受講指示

公共職業訓練等の内容及びその受講指示の基準については、52702、52703参照。

### 52851-52900 2 技能習得手当の支給

#### 52851 (1) 受講手当の支給要件

受講手当は、受給資格者が安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合において、公共職業訓練等を受けた日であって、基本手当の支給の対象となる日（法第19条第1項の規定により内職収入による減額計算を行った結果基本手当が支給されないこととなる日を含む。）について、40日を限度として支給する（則第57条第1項）。

したがって、公共職業訓練等を受講しない日並びに待期中の日及び傷病手当の支給の対象となる日については支給しない。

なお、安定所長の指示に基づき職場適応訓練を受講している場合において、当該訓練の内容が、深夜勤務に従事して翌日にわたり、かつ、その所定勤務時間が休憩時間を除き8時間を超えるものであるときは、公共職業訓練等を受けた日を2日として計算し、その2日分について受講手当が支給される。

また、複数の公共職業訓練等を受講する場合には、それぞれの公共職業訓練等の受講について40日を限度して受講手当を支給するものであること。

#### 52852 (2) 受講手当の支給額

受講手当の日額は、500円である（則第57条第2項）。

#### 52853 (3) 通所手当の支給要件

通所手当は、次のイからニ（ニは当分の間対象とするもの。）までのいずれか一に該当する受給資格者に対して、支給する（則第59条第1項）。

イ 受給資格者の住所又は居所から公共職業訓練等を行う施設（以下「訓練等施設」という。）への通所（以下「通所」という。）のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする者（交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であって交通機関等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道2キロメートル未満であるもの及びハに該当する

者を除く。)

なお、「交通機関等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離」とは、通常、一般の人が徒歩により通所するものとした場合に利用する通路であって、目的地までの距離が最も短いものによる。

- ロ 通所のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする者（自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であって自動車等を使用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道2キロメートル未満であるもの及びハに該当するものを除く。）
- ハ 通所のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難な者以外の者であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- ニ 受給資格者の住所又は居所から訓練等施設までの距離が相当程度長い場合、訓練等施設に近接する宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に一時的に宿泊し、宿泊施設から訓練等施設へ通所する者（宿泊施設を利用しなければ通所することが著しく困難である場合に限る。）

#### **52854 (4) 通所手当の支給額**

イ 通所手当の月額額は、次に掲げる受給資格者の区分に応じて、それぞれに掲げる額である。

ただし、(イ)から(ニ)までについて、その額が42,500円を超えるときは、42,500円である（則第59条第2項）。

(イ) 52853のイに該当する者

その者の1か月の通所に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）

(ロ) 52853のロに該当する者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額

a 自動車等を使用する距離が片道10キロメートル未満である者 3,690円

b a又はcに該当する者以外の者 5,850円

c 厚生労働大臣の定める地域（以下(ハ)において「指定地域」という。）に居住する者であって、自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上である者 8,010円

(ハ) 52853のハに該当する者のうち、次のa及びbのいずれにも該当する者

運賃相当額と(ロ)に掲げる額との合計額

a 交通機関等を利用する距離が通常徒歩によることを例とする距離を超えること又は交通機関等を利用する距離が通常徒歩によることを例とする距離内であるが交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難であること。

なお、「通常徒歩によることを例とする距離」とは、通常、その地方の大部分の人が徒歩によることを例としている距離をいう。

この場合、一概に画一的な距離をもって判断することなく、土地の一般的風習、交通事情等を総合勘案の上、その部分が通常徒歩によることを例とする距離内であるか否かを判断すべきであるが、おおむね1キロメートルをその目途とする。

- b 自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上であること又はその距離が片道2キロメートル未満であるが、自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難であること。
- (ニ) 52853 のハに該当する者のうち(ハ)に該当する者以外の者（すなわち、交通機関等及び自動車等を用いないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道2キロメートル以上であるが、上記(ハ)の a 又は b に該当しない者）運賃相当額と(ロ)に掲げる額とを比較していずれか高い方の額
- (ホ) 52853 のニに該当する者

次により算定したその者の住所又は居所から宿泊施設への移動（以下「宿泊施設への移動」という。）に要する費用の額及びその者が宿泊施設から訓練等施設への通所に要する費用の合計額（以下「一時的宿泊の場合の費用合計額」という。）であり、具体的には a 及び b の合計額を支給する。ただし、a に掲げる額は、公共職業訓練等を受ける期間を通じて、一往復分を限度として支給する。また、一時的宿泊の場合の費用合計額が 42,500 円を超えるときは、42,500 円とする。

- a 宿泊施設への移動に要する費用の額であって、次の(a)から(c)までの掲げる区分に応じて、それぞれ(a)から(c)までに掲げる額

(a) 宿泊施設への移動のため交通機関等を利用してその運賃等を負担する場合（交通機関等を利用しなければ当該移動することが著しく困難である場合以外の場合であって、交通機関等を利用しないで徒歩により移動するものとした場合の当該移動の距離が片道2キロメートル未満である場合及び(c)に該当する場合を除く。）当該交通機関等の利用区間についての運賃等の額であって、最も低廉となるもの（(c)において「最低運賃等額」という。）

(b) 宿泊施設への移動のため自動車等を使用する場合（自動車等を使用しなければ当該移動が著しく困難である場合以外の場合であって、自動車等を使用しないで徒歩により移動するものとした場合の当該移動距離が片道2キロメートル未満である場合及び(c)に該当する場合を除く。）自動車等を使用する距離が片道10キロメートル未満である場合にあつては3,690円、その他の場合にあつては5,850円（指定地域に居住する場合であつて、自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上である場合にあつては8,010円）を当該移動のある日の月の現日数で除して得た額

(c) 宿泊施設への移動のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用する場合（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ当該移動が著しく困難である場合以外の場合であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しない徒歩により移動するものと



した場合の当該移動距離が片道 2 キロメートル未満である場合を除く。) (a)に掲げる額と(b)に掲げる額との合計額(交通機関等を利用しなければ移動することが著しく困難な場合以外の場合であって、通常徒歩によることが例である距離内においてのみ交通機関等を利用している場合を除き、自動車等を使用しなければ移動することが著しく困難な場合以外の場合であって、自動車等を使用する距離が片道 2 キロメートル未満である場合にあつては、最低運賃等額が(b)に掲げる額以上である場合には(a)に掲げる額、最低運賃等額が(b)に掲げる額未満である場合には(b)に掲げる額)

b 宿泊施設から訓練等施設への通所(以下 b において「訓練等施設への通所」という。)に要する額であつて、次の(a)から(c)までに掲げる区分に応じて、それぞれ(a)から(c)までに掲げる額

(a) 訓練等施設への通所のため交通機関等を利用してその運賃等を負担する場合(交通機関等を利用しなければ当該通所が著しく困難である場合以外の場合であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の当該通所の距離が片道 2 キロメートル未満である場合及び(c)に該当する場合を除く。) 当該交通機関等の利用期間についての 1 か月の運賃等の額に相当する額((c)において「宿泊施設から訓練等施設へ通所する場合の運賃等相当額」という。)

(b) 訓練等施設への通所に自動車等を使用する場合(自動車等を使用しなければ当該通所が著しく困難である場合以外の場合であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通所するものとした場合の当該通所の距離が片道 2 キロメートル未満である場合及び(c)に該当する場合を除く。) 自動車等を使用する距離が片道 10 キロメートル未満である場合にあつては 3,690 円、その他の場合にあつては 5,850 円

(c) 訓練等施設への通所に交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用する場合(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ当該通所が著しく困難である場合以外の場合であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の当該通所の距離が片道 2 キロメートル未満である場合を除く。)

(a)に掲げる額と(b)に掲げる額との合計額(交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難な場合以外の場合であつて、通常徒歩によることが例である距離内においてのみ交通機関等を利用している場合を除き、自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難な場合以外の場合であつて、自動車等を使用する距離が片道 2 キロメートル未満である場合にあつては、宿泊施設から訓練等施設へ通所する場合の運賃等相当額が(b)に掲げる額以上である場合には(a)に掲げる額、宿泊施設から訓練等施設へ通所する場合の運賃等相当額が(b)に掲げる額未満である場合には(b)に掲げる額

ロ 運賃相当額及び宿泊施設から訓練等施設へ通所する場合の運賃等相当額の算定は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常

の通所の経路及び方法による運賃等の額によって行うものとし、その額は次の(イ)又は(ロ)とする。

(イ) 交通機関等が定期乗車券（これに準ずるものを含む。(ロ)において同じ。）を発行している場合は、その交通機関等の利用区間に係る通用期間 1 か月の定期乗車券の価額（価額の異なる定期乗車券を発行しているときは、最も低廉となる定期乗車券の価額）

(ロ) 交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は、その交通機関等の利用区間についての通所 21 回分の運賃等の額であって、最も低廉となるもの

ハ 最低運賃等額の算定は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による運賃等の額によって行うものとし、その者の住所又は居所から宿泊施設までの 1 往復分の運賃等の額であって、最も低廉となるものとする。

ニ 月の中途において、運賃等の改定又は通所経路の変更等による運賃等の変更が行われたときの、それらの行われた日の属する月以降の通所手当の額は、当該変更後の運賃等を基礎とする。

ただし、当該変更後の運賃等の額が当該変更前の運賃等の額より低い場合にあつては、当該変更の行われた日の属する月に限って当該変更前の運賃等を基礎とする。

なお、各月の初日をはさんで休講期間のある場合で、当該休講期間内に通所方法が変更になった場合には、その変更日は各月の 1 日として取り扱う。

ホ 次に掲げる日のある月の通所手当の月額（イ(ニ)a を除く。）は、イにかかわらず、日割りによって減額計算する。

(イ) 公共職業訓練等を受ける期間に属さない日

(ロ) 基本手当の支給の対象となる日（法第 19 条第 1 項の規定により基本手当が支給されないこととなる日（いわゆる内職収入による減額の結果不支給となる日）を含む。）以外の日

受給資格者が安定所長の指示した公共職業訓練等を受け始めた後、懲戒処分として一定期間当該公共職業訓練等を受け得させなくさせる処分を受けたため、当該公共職業訓練等を受けなかった日については、失業の認定を行わないこととなるので、その日は、基本手当の支給の対象となる日以外の日となる。

ただし、その者が当該懲戒処分に誠実に服しており、労働の意思及び能力を有すると認められる場合は、失業の認定を行い得る。

(ハ) 受給資格者が、天災その他やむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず、公共職業訓練等を受けなかった日

「その他やむを得ない理由」の有無については、次の場合は、その理由があるものとして取り扱う。

a 当該受給資格者の疾病又は負傷（15 日未満の場合に限る。51401 ハ(ニ)参照。）

b 親族（民法第 725 条に規定する親族、すなわち 6 親等以内の血族、配偶者及び 3 親等以内の姻族をいう。）の傷病について受給資格者の看護を必要とする場合（15 日未満の場合に限る。51401 ハ(ニ)参照。）

なお、親族の配偶者についてもこれに準じるものと取り扱う。

- c bと同範囲の親族又は姻族の危篤又は忌引  
忌引については、下記日数以内に限る。
  - (a) 父若しくは母、配偶者又は子が死亡したときは、7日
  - (b) 祖父若しくは祖母、孫、兄弟姉妹又は配偶者の父若しくは母が死亡したときは、3日
  - (c) (a)又は(b)に該当しない6親等以内の血族又は3親等以内の姻族が死亡したときは、1日

なお、親族の配偶者が死亡したときもこれに準じるものと取り扱う。

- d 配偶者、3親等以内の血族又は姻族の命日の法事
- e 受給資格者本人の婚姻の場合（社会通念上妥当と認められる日数の新婚旅行を含む。）又はbと同範囲の親族の婚姻のための儀式に出席する場合
- f 中学生以下の子弟の入学式又は卒業式等への出席
- g 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- h 各種国家試験、検定等の資格試験を受験する場合
- i 訓練施設の行事又は訓練上の理由による訓練の停止（訓練校の校則に定められている休暇期間及び講師の都合による休講を含む。）
- j 就職試験、求人者との面接等
- k 前各号に掲げる場合に準ずるものであって社会通念上やむを得ないと認められるもの

へ 計算して得た最終結果に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

### 52901－52950 3 寄宿手当の支給

#### 52901 (1) 寄宿手当の支給要件

寄宿手当は、受給資格者が安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する場合に、当該親族と別居していた期間について支給される（則第60条第1項）。

なお、寄宿手当は、公共職業訓練等受講期間中の日についてのみ支給されるものであり、公共職業訓練等受講開始前の寄宿日又は受講終了後の寄宿日については支給されない。

イ 「その者により生計を維持されている」とは、その生計の基礎を、主として受給資格者に置いていることをいう。

ロ 「同居」の親族とは、世帯を同じくして常時生活を共にしている親族をいい、「親族」とは、民法第725条にいう6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。ここにいう親族には、受給資格者と内縁関係にある者を含むが、受給資格者の親族と内縁関係にある者は含まれない。

ハ 同居の親族と「別居して」とは、従来共同生活を営んでいた生活本拠となっていたところから同居の親族と分離した生活を開始することである。必ずしも受給資格者単独で分離した生活を始めることを要しない。受給資格者により生計を維持され

ていない同居の親族と別居する場合は、寄宿手当の支給の対象とはならない。

ニ 「寄宿する」とは、公共職業訓練等を行う施設に付属する宿泊施設又はその他の施設（アパート、貸間、下宿等）に入居することをいう。受給資格者の所有に係る施設に入居する場合は「寄宿する」とはいえない。

また、当該公共職業訓練等の受講と当該寄宿との間に因果関係があることを要するものであり、たまたま公共職業訓練等の開始と時を同じくして寄宿することとただだけでは因果関係があるとはいえない。

当該寄宿の開始について 57551 のイの(イ)（移転を必要と認める場合の基準）に該当しない場合は、一般には当該因果関係を有するものとは認められないので、このような場合には寄宿手当の支給は行わない。

#### **52902 (2) 寄宿手当の支給額**

イ 寄宿手当の月額は、10,700 円である（則第 60 条第 2 項）。

ただし、次に掲げる日のある月の寄宿手当の月額は、日割りによって減額計算する（52854 参照）。

(イ) 受給資格者が親族と別居して寄宿していない日

一時的に短期間寄宿先を離れた場合については「別居して寄宿していない日」には該当しない。この場合、一時的に短期間とは、おおむね継続して 14 日を限度として取り扱う。

(ロ) 公共職業訓練等を受ける期間に属さない日

(ハ) 基本手当の支給の対象となる日（法第 19 条第 1 項の規定により基本手当が支給されないこととなる日（いわゆる内職収入による減額の結果不支給となる日）を含む。）以外の日

(ニ) 受給資格者が、天災その他やむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず、公共職業訓練等を受けなかった日

ロ 計算して得た最終結果に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

### **52951－53000 4 技能習得手当及び寄宿手当の支給に伴う事務処理**

#### **52951 (1) 技能習得手当及び寄宿手当の支給並びに支給日**

技能習得手当及び寄宿手当は、管轄安定所において、基本手当の支給日又は傷病手当を支給すべき日に、その日の属する月の前月の末日までの分を支給する。

また、受給資格者が、職業に就くためその他やむを得ない理由により支給日以外の日に技能習得手当及び寄宿手当の支給を受けようとするときは、その旨を管轄安定所に申し出て、その日に支給を受けることができる。

#### **52952 (2) 技能習得手当及び寄宿手当の支給手続**

イ 技能習得手当及び寄宿手当の支給は、受講届、通所届及び受講証明書の記載に基づいて行う。

ロ 受給資格者が安定所長の指示により、公共職業訓練等を受けることになった場合の受講届及び通所届の提出、これらの届書受理安定所における事務処理については、

52705～52707 参照。

ハ 受給資格者は、技能習得手当及び寄宿手当の支給を受けようとするときは、受講証明書に受給資格者証を添えて管轄安定所長に提出しなければならない。

受講証明書の提出、受講証明書受理安定所における事務処理については、52708のハ及びニ参照。

ニ 技能習得手当及び寄宿手当は、原則として基本手当の支給日（又は傷病手当を支給すべき日）に、基本手当（又は傷病手当）と併せて支給する（52708 イ参照）。

ホ 技能習得手当及び寄宿手当を支給した場合の支給台帳及び受給資格者証の処理については、センター要領参照。

## 53001－53100 第16 傷病手当の支給

### 53001－53050 1 傷病手当の支給

#### 53001 (1) 概要

受給資格者が、離職後安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合には、安定所の認定を受けて、当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができない日について、基本手当の日額に相当する額の傷病手当を支給し、もって傷病期間中の生活を保障しようとするものである。

#### 53002 (2) 傷病手当の支給対象者

イ 傷病手当は、次の要件に該当する者に対して支給する。

- (イ) 受給資格者（法第13条の規定に該当する者）であること。
- (ロ) 離職後安定所に出頭し、求職の申込みをしていること。
- (ハ) 疾病又は負傷のため職業に就くことができない場合であること。
- (ニ) (ハ)の状態が(ロ)の後において生じたものであること。

ロ 傷病手当の支給対象者について、次の点に留意する。

- (イ) 疾病又は負傷のため職業に就くことができない状態が、当該受給資格に係る離職前から継続している場合、又はかかる状態が当該受給資格に係る離職後に生じた場合であっても、安定所に出頭し求職の申込みを行う前に生じその後も継続しているものであるときは、傷病手当の支給の対象とはならない。

つわり又は切迫流産（医学的に疾病と認められるものに限る。）のため職業に就くことができない場合には、その原因となる妊娠（受胎）の日が求職申込みの日前であっても当該つわり又は切迫流産が求職申込後に生じた場合には、傷病手当を支給し得る。

- (ロ) 有効な求職の申込みを行った後において、当該求職の申込みの取消し（又は撤回）を行い、その後において疾病又は負傷のため職業に就くことができない状態となった場合には、傷病手当を支給することはできないものであるので留意する。また、安定所に出頭し求職の申込みをした後において再就職し、新たに受給資格を得ることなく受給期間内に再離職した場合は、その後において安定所に出頭し求職の申込みをしなければ、当該受給資格に基づき傷病手当の支給は行えない。なお、求職の申込みの時点においては疾病又は負傷にもかかわらず職業に就くことができる状態にあった者が、その後疾病又は負傷のため職業に就くことができない状態になった場合は、傷病手当の支給要件に該当する。
- (ハ) 労働の意思又は能力がないと認められる者が傷病となった場合には、疾病又は負傷のため職業に就くことができないとは認められないから、傷病手当は支給できない。
- (ニ) 受給期間の延長との関連で、次の点に留意する。
  - a 安定所に出頭し、求職の申込みを行う以前に疾病又は負傷により職業に就くことができない状態にある者は、傷病手当の支給の対象とはならないが、受給期間の延長を申し出ることができる。

- b 疾病又は負傷を理由として受給期間を延長した場合であっても、その後受給資格者が当該疾病又は負傷を理由として傷病手当の支給を申請したときは、受給期間の延長が当初からなかったものとみなされ、傷病手当の支給を行うことができる。

この場合において、傷病手当を支給することができる日数については 53004 参照。

### 53003 (3) 傷病手当の支給対象日

イ 傷病手当は、受給資格者が、離職後安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができない日について支給される。

ロ 次に掲げる日については、傷病手当は支給されない。

(イ) 基本手当の支給を受けることができる日

疾病又は負傷のために安定所に出頭することができない場合において、その期間が継続して 15 日未満のときは、法第 15 条第 4 項第 1 号及び則第 25 条の規定により証明書により失業の認定を受け基本手当の支給を受けることができるので、傷病手当は支給されない。

(ロ) 法第 21 条の待期中の日（待期には、疾病又は負傷のため職業に就くことができない日が含まれる。）

(ハ) 法第 32 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 33 条第 1 項の規定により基本手当を支給しないこととされた期間中の日（給付制限期間中の日）

(ニ) 当該疾病又は負傷の日について、健康保険法第 99 条又は第 135 条の規定による傷病手当金（旧日雇労働者健康保険法第 16 条の 2 によるものを含む。）、労働基準法第 76 条の規定による休業補償、労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付又は休業給付その他これらに相当する給付であって法令（法令の規定に基づく条例又は規約を含む。）により行われるもののうち政令で定めるものの支給を受けることができる場合には、その受けることができる日

政令で定める給付については、令第 10 条に規定されており、次に掲げる法律又は条例若しくは規約の規定による給付であって、疾病又は負傷の療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないことを理由として支給されるものとされている。

a 船員保険法第 69 条若しくは第 85 条又は船員法第 91 条第 1 項

b 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第 12 条の 3、国会職員法第 26 条の 2、特別職の職員の給与に関する法律第 15 条、国家公務員災害補償法第 12 条（裁判所職員臨時措置法及び防衛庁職員給与法第 27 条第 1 項において準用する場合を含む。）、裁判官の災害補償に関する法律又は国会議員の秘書の給与等に関する法律第 18 条

c 地方公務員災害補償法第 28 条又は同法に基づく条例

d 災害救助法第 29 条、消防組織法第 15 条の 7、消防法第 36 条の 3、水防法第 6 条の 2 若しくは第 45 条、災害対策基本法第 84 条又は国民保護法第 160 条

- e 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律第 5 条第 2 項、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律第 5 条第 2 項又は証人等の被害についての給付に関する法律第 5 条第 2 項
- f 国家公務員共済組合法第 66 条（私立学校教職員共済法第 25 条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法第 68 条
- g 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第 2 条
- h 国民健康保険法第 58 条第 2 項の規定に基づく条例又は規約

なお、健康保険法第 99 条若しくは第 135 条の規定による傷病手当金又は労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付若しくは休業給付の支給開始前 3 日（待期）の期間については、労働基準法第 76 条の規定による休業補償が行われる場合を除き、傷病手当を支給することができる。

ハ 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による補償給付との支給調整は、同法第 14 条及び同法施行令第 7 条で次のとおり規定されている。

- (イ) 受給資格者に対し、障害補償費が支給された場合においては、同一の事由について安定所長は、その支給された障害補償費の価額の限度で傷病手当を支給する義務を免れること。
- (ロ) 安定所長が受給資格者に対し傷病手当を先に支給した場合においては、同一の事由について都道府県知事は、その価額の限度で障害補償費を支給する義務を免れるが、この場合、安定所長は、当該都道府県知事が支給する義務を免れた価額の限度で、当該都道府県知事に対し、傷病手当の額に相当する金額を求償することができること。

ニ 出産（その意義については 50271 ロ参照）は、通常は疾病又は負傷には該当するものではなく、また産前産後の期間において傷病を併発している場合においては、たとえその傷病がなくとも産前産後の期間であることによって通常は基本手当を受けられないものであるから、出産予定日以前 6 週間前の日から出産日後 8 週間後の日までの期間は、傷病手当を支給しない。

なお、出産予定日以前 6 週間より前の期間及び出産日後 8 週間より後の期間については、傷病手当を支給することができる。

現実の出産日前に傷病手当支給申請書の提出があった場合には、出産予定日を基準にして、その日以前 6 週間前の日から傷病手当を支給しない。

#### **53004 (4) 傷病手当の支給日数**

傷病手当を支給し得る日数は、当該受給資格者の所定給付日数から、既に基本手当を支給した日数（不正受給により基本手当の支給停止処分があった場合には、その不支給とされた日数、既に傷病手当の支給があった場合において、基本手当の支給があったものとみなされる日数及び再就職手当が支給されたときは、基本手当の支給があったものとみなされる日数を含む（法第 34 条第 4 項、第 37 条第 6 項及び第 56 条の 3 第 4 項参照）。）を差し引いた日数である。



したがって、法第 24 条、第 25 条及び第 27 条の規定による延長給付に係る基本手当を受給中の受給資格者については、傷病手当は支給されない。

なお、傷病手当の支給があったときは、雇用保険法の規定（法第 10 条の 4 及び第 34 条の規定を除く。）の適用については、当該傷病手当を支給した日数に相当する日数分の基本手当の支給があったものとみなされる。

また、疾病又は負傷を理由として受給期間を延長した場合において、その後受給資格者が当該疾病又は負傷を理由として傷病手当の支給を申請したときの支給日数は、当該疾病又は負傷を理由とする受給期間の延長がないものとした場合における支給できる日数が限度とされるので留意する。

#### **53005 (5) 傷病手当の日額**

傷病手当の日額は、法第 16 条の規定による基本手当の日額に相当する額である（法第 37 条第 3 項）。

#### **53006 (6) 傷病の認定**

受給資格者が、傷病手当の支給を受けるには、法第 37 条第 1 項の規定に該当することについて、安定所長の認定を受けなければならない。

##### イ 傷病の認定を行う安定所

法第 37 条第 1 項の認定（以下「傷病の認定」という。）は、管轄安定所長が行う。ただし、求職者給付及び就職促進給付に関する事務の委嘱を行った場合には、委嘱された安定所において行う。

##### ロ 傷病手当支給申請書の提出（則第 63 条第 2 項及び第 3 項）

傷病の認定を受けようとする受給資格者は、管轄安定所長に傷病手当支給申請書（則様式第 22 号）に受給資格者証を添えて（正当な理由があるときは受給資格者証を添えないことができる。）提出しなければならない。

##### ハ 傷病手当支給申請書の提出（傷病の認定）期限（則第 63 条第 1 項）

傷病の認定は、原則として、傷病手当の支給要件に該当する者が当該職業に就くことができない理由がやんだ後における最初の支給日（口座振込受給資格者にあつては、支給日の直前の失業の認定日）（支給日がないときは当該者の受給期間の最後の日から起算して 1 か月を経過した日）までに傷病手当支給申請書を提出し、これを受けなければならない。

ただし、天災その他傷病の認定を受けなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

この場合には、その事実を証明することができる官公署、鉄道の駅長等の証明書又は安定所長が認める者の証明書を添えて、当該理由がやんだ日の翌日から起算して 7 日以内に傷病の認定を受けなければならない。

##### ニ 長期傷病者に対する傷病の認定

(イ) 疾病又は負傷のため職業に就くことができない期間が引き続き 1 か月を超えるに至った者（以下「長期傷病者」という。）については、その期間中において管轄安定所長の定める日に傷病手当の支給を受けることができる。この取扱いを受

けようとする者は、管轄安定所長にその旨を申し出なければならない。

この申出を受けた場合は、当該申出をした者について傷病手当を支給すべき日を定めて、その者に通知し、その日までに傷病手当支給申請書を提出させ傷病の認定を行う。当該疾病又は負傷の状態が長期にわたることが予想される場合には、傷病手当を支給すべき日を2以上定める（例えば、「当該疾病又は負傷が長期にわたるに至った場合には毎暦月〇日（その日が休祝日の場合にはその前（後）の日）を傷病手当の支給日とする。」というように）ことも差し支えない。

この取扱いを行う場合、長期傷病者が治癒した後に行う傷病の認定についても、当該指定した日において、治癒後の期間に係る失業の認定とともに行うことができる。

なお、この場合も、遅くとも当該者の受給期間の最後の日から起算して1か月を経過する日までに傷病手当支給申請書を提出しなければならない。

- (ロ) (イ)の申出及び傷病手当支給申請書の提出は代理人によって行うことができる（この場合は、委任状が必要である。）。

また、郵送によって行うこともできる。郵送により(イ)の申出を受けた場合には、安定所は速やかに傷病手当を支給すべき日を郵送等により通知する。

#### ホ 傷病の認定を行うに当たっての留意事項

- (イ) 傷病の認定を行う場合において、当該傷病の期間の前後の失業の期間についての失業の認定を行って差し支えない。

この場合、傷病の認定の対象となる最初の日直前の失業の認定日に不出頭の場合の取扱いについては、51254のハの(リ)に留意する。

- (ロ) 長期傷病の場合においても、傷病期間前の日についての失業の認定及び基本手当の支給は、最初に傷病手当を支給するとき（傷病の認定を受けた場合であって、傷病手当は支給されないこととなるときを含む。）に同時に行うことができる。この場合の失業の認定は、法第15条第4項第1号の規定に基づく証明書による失業の認定の場合に準じて行うこととするが、例外的に本人の出頭をまたずに行うものであるから特に慎重に行う。

なお、傷病手当支給申請書及び失業認定申告書の記載、代理人に対する質問等によって失業の状態にあったかどうか疑わしいと認められる場合は、一時的に失業の認定及び基本手当の支給を保留し、後日失業の事実の有無が明確になった場合に支給又は不支給とする。

### **53007 (7) 傷病手当の支給**

イ 傷病手当は、原則として、傷病の認定を行った日分を、当該傷病のため職業に就くことができない理由がやんだ後における最初の支給日（支給日がない場合には当該者の受給期間の最後の日から起算して1か月を経過する日まで）に支給する。

ただし、53006のニに該当する長期傷病者について傷病手当を支給すべき日を別に定めた場合には、その別に定めた日に支給することができる。この場合、その日までに申請書の提出がなかったためその日に傷病手当を支給できないときは、その後における支給日に一括して支給して差し支えない。

ロ やむを得ない理由があるときは、代理人によって支給を受けることができることは基本手当の場合と同様である。

長期傷病者については、原則として代理人の出頭によりその者に支払うこととするが、隔地払が可能な場合はそれによることも差し支えない。代理人に対して支払うときは、代理権を有することについての委任状を提出させるものとする。

ハ 傷病期間中において自己の労働による収入（内職収入）があった場合には減額措置を行うことは、基本手当の場合と同様である（51655 ロ(ニ)参照）。

この場合、傷病期間中における内職収入についての申告は、傷病手当支給申請書の様式中の 12 欄により行わせるものとする。

#### **53008 (8) 傷病手当支給申請書の事務処理**

イ 傷病手当支給申請書の提出を受けた審査係は、当該申請書に基づいて、当該申請人が傷病手当の支給要件に該当する者であるか否か、また、申請期間の日が支給し得る日であるか否かを認定し、傷病手当の支給又は不支給を決定する。

ロ 審査係は傷病の認定を行い、傷病手当の支給を決定したときは、傷病手当支給申請書の「※処理欄」にその支給の対象となる期間及びその期間の日数等を記載し、安定所長の決裁を受ける。

#### **53009 (9) 支給台帳及び受給資格者証の処理**

傷病手当の支給を行った場合における支給台帳及び受給資格者証の処理についてはセンター要領参照。

## 傷病手当支給申請書

※ 帳票種別  
11209

1. 支給番号 □□□□□□□□□□

2. 未支給区分 □ (空欄 未支給以外)  
1 未支給

3. 支給期間 (初日) (末日)  
4 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □  
元号 年 月 日 月 日

4. 傷病日数 □□□□ 5. 特例日額不支給日数 □□□□

6. 内職 (労働日数-収入額) □□□□□□□□□□□□□□□□

7. 公害補償手当減額分 □□□□□□□□□□□□□□□□ 傷病手当不支給日数 □□□□□□□□□□  
円 円

申請者	1 氏名	2 性別	男・女	3 生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日	
診療 担 当 者 の 証 明	4 傷病の名称及びその程度						
	5 初診年月日		平成 年 月 日	6 傷病の経過		平成 年 月 日	治ゆ・転 医 中止・継続中
	7 傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間				
	8 上記のとおり証明する。平成 年 月 日 (電話番号 ) 診療機関の所在地及び名称 診療担当者氏名 印						
支 給 申 請 期 間	9 同一の傷病により受けることのできる給付		第2面の注意の3の中から選んでその番号を○で囲んでください。		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)		
	10 9の給付を受けることのできる期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間				
	11 傷病手当の支給を受けようとする期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間				
12	内職若しくは手伝いをした日、又は収入のあった日、その額等を記入してください。		内職又は手伝いをした日		収入のあった日 月 日 収入額 円	何日分の収入か 日分	
			月 / 月 / 月 / 日 / 日 / 日		収入のあった日 月 日 収入額 円	何日分の収入か 日分	
					収入のあった日 月 日 収入額 円	何日分の収入か 日分	
雇用保険法施行規則第63条第2項の規定により上記のとおり傷病手当の支給を申請します。 平成 年 月 日 公共職業安定所長 殿 地方運輸局長 殿 申請者氏名 _____ 印 支給番号 ( _____ )							
※ 処理欄	支給期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで 日間						
備 考							

※	所属長		次長		課長		係長		係		操作者
---	-----	--	----	--	----	--	----	--	---	--	-----

**注 意**

- 1 この申請書は、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格者証を添えること。
- 3 9欄は、7欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲むこと。
  - (1) 健康保険法による傷病手当金
  - (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
  - (3) 船員法による傷病手当又は船員保険法による傷病手当金
  - (4) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
  - (5) 国家公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
  - (6) 国民健康保険法による傷病手当金
  - (7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
  - (8) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
- 4 10欄には、7欄の期間のうち、9欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、9欄で2以上の番号を○で囲んだ場合には、その給付を受けることができる期間を、それぞれの番号の順に記載すること。
- 5 12欄には、7欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であって、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。
- 6 12欄の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。